

議事日程（第2号）

平成30年3月2日 午前9時開議

- 日程第1 第35号議案 平成30年度神河町一般会計予算
第36号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第37号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第38号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第39号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算
第40号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算
第41号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第42号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第43号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第44号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第45号議案 平成30年度神河町水道事業会計予算
第46号議案 平成30年度神河町下水道事業会計予算
第47号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第2 承認第1号 神河町住宅マスタープラン後期計画の策定の件
- 日程第3 承認第2号 神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の策定の件
- 日程第4 承認第3号 神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定の件
- 日程第5 承認第4号 神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第35号議案 平成30年度神河町一般会計予算
第36号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第37号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第38号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第39号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算
第40号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算
第41号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第42号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第43号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算

- 第44号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
 第45号議案 平成30年度神河町水道事業会計予算
 第46号議案 平成30年度神河町下水道事業会計予算
 第47号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第2 承認第1号 神河町住宅マスタープラン後期計画の策定の件
 日程第3 承認第2号 神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の策定の件
 日程第4 承認第3号 神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定の件
 日程第5 承認第4号 神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定の件

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 地域振興課参事兼農林業特命参事
 副町長 前田義人 多田 守
 教育長 入江多喜夫 ひと・まち・みらい課長
 町参事 野邊忠司 藤原登志幸
 総務課長 日和哲朗 建設課長 真弓俊英
 総務課参事兼財政特命参事 児島修二 地籍課長 児島則行
 藤原秀洋 上下水道課長 中島康之
 情報センター所長 藤原秀洋 健康福祉課長 大中昌幸
 会計管理者兼会計課長

住民生活課長 …………… 高 木 浩 …………… 山 本 哲 也
住民生活課参事兼防災特命参事 …………… 藤 原 秀 明
…………… 田 中 晋 平 …………… 病院事務長 …………… 藤 原 秀 明
…………… 病院総務課長兼施設課長
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事 …………… 藤 原 広 行
…………… 石 堂 浩 一 …………… 教育課長 …………… 松 田 隆 幸
地域振興課参事兼観光振興特命参事
…………… 山 下 和 久

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第83回神河町議会定例会の第2日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせをいたします。和田税務課長におかれましては、確定申告相談業務のため本日欠席届が提出されておりますので、御了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

早速日程に入ります。

日程第1 第35号議案から第47号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第35号議案から第47号議案、平成30年度各会計予算を議題とします。

町長の所信表明並びに第35号議案、平成30年度一般会計予算の提出者の説明は昨日終了しましたので、第35号議案の詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第35号議案、平成30年度神河町一般会計予算につきまして、その詳細を説明いたします。

予算書のまず、8ページ、第2表、債務負担行為でございます。事項につきましては土地評価総合計画事業で、期間は平成30年度から32年度までで、限度額1,900万円でございます。これにつきましては平成33年度の評価がえに向けての固定資産評価業務で、3カ年の契約により実施するために設定をいたすものでございます。

次に、9ページ、第3表、地方債をお開きください。まず、1、臨時財政対策債は、限度額2億4,000万円で、国の地方交付税の財源不足分を補うために発行する赤字地方債ということで、その元利償還金は100%後年度の普通交付税に算入されるものでございます。

2、コミュニティバス購入事業は、限度額1,740万円で、住民の利便性向上と高齢

者等に配慮したノンステップバスを購入をするもので、過疎債でございます。

3、交通安全施設等整備事業は、限度額500万円で、小学校の通学路の安全確保のためのグリーンベルトを新設するもので、過疎債でございます。

4、貸工場整備事業は、限度額1億9,030万円で、地域創生総合戦略における定住人口確保のための町内での仕事づくり、雇用創出を目指して企業誘致として進めるもので、過疎債でございます。

5、ケーブルテレビ整備事業は、限度額3億3,390万円で、旧神崎町エリアの光ケーブル化による超高速ブロードバンド基盤整備事業に係るもので、市町村合併特例債と過疎債でございます。

6、過疎地域集落再編整備事業は、限度額450万円で、空き家を活用した町営住宅の改修整備に係るもので、過疎債でございます。

7、過疎地域自立促進特別事業は、限度額6,960万円で、過疎債のソフト事業でございまして、医師確保対策、そして企業支援、施設修繕等に係るものでございます。

8、病院北館改築事業は、限度額4億4,030万円で、病院北館改築の事業費に係るもので、市町村合併特例債を発行し、病院出資金として支出するものでございます。

9、病院機器整備事業は、限度額1億8,000万円で、病院北館改築に伴う医療機器の整備で、過疎債を発行し、病院出資金として支出するものでございます。

10、農業施設整備事業は、限度額60万円で、神崎フードの空調設備、省エネ機器への更新、カーボンマネジメント強化事業に係るもので、過疎債でございます。

11、広域基幹林道開設事業は、限度額1,620万円で、千ヶ峰・三国岳線の事業費の県負担金に対するものでございます。

12、観光施設整備事業は、限度額6,340万円で、峰山高原スキー場整備に係るものが3,020万円、砥峰高原内の道路整備に係るものが590万円、各観光施設の改修整備に係るものが2,730万円でございます。いずれも過疎債でございます。

13、急傾斜地崩壊対策事業は、限度額1,120万円で、岩屋区、本村区の対策事業費の県負担に対するものでございます。

続きまして、10ページ、14、道路整備事業は、限度額2億1,730万円で、そのうち内訳は町道神崎・市川線が2,700万円、町道水走り中河原線が570万円、町道峰山砥峰線が3,520万円、その他の町道の改良及び維持工事合わせて10路線、6,900万円でございます。この6,900万円につきましては過疎債でございます。

15、橋梁整備事業は、限度額7,470万円で、橋梁長寿命化修繕事業に係るもので、過疎債でございます。

16、公営住宅整備事業は、限度額1億5,990万円で、町営住宅柏尾団地の建設整備事業に係るものでございます。

17、消防施設整備事業は、限度額4,560万円で、南小田部の消防ポンプ自動車、高朝田部の小型動力ポンプつき軽四積載車の購入、そして岩屋区、栗区の防火水槽2基

の設置に係るものでございます。

18、社会教育施設整備事業は、限度額8,080万円で、中央公民館の空調・照明設備の省エネ機器への更新、カーボンマネジメント強化事業に係るもので、過疎債でございます。

19、学校給食センター施設整備事業は、限度額1,880万円で、蒸気ボイラー配管等の設備更新に係るもので、過疎債でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

以上によりまして、起債の限度額の合計を21億6,950万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきますので、13ページ、歳入をお願いいたします。1款町税、1項町民税、1目個人町民税は4億6,616万8,000円で、そのうち均等割が2,036万9,000円、所得割4億4,019万6,000円、滞納分560万3,000円で、対前年度比121万2,000円の減額でございます。

2目法人町民税は5,445万5,000円で、事業所数につきましては昨年の206から209へと増加をしていますけれども、対前年度比につきましては180万6,000円の減額でございます。均等割につきましては2,572万7,000円、税割につきましては2,819万9,000円、滞納52万9,000円でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税は、土地、家屋、償却資産に課税するもので、今回、平成30年度は評価がえの年で、それを反映し、12億6,052万3,000円と見込んでおります。対前年度比2,633万6,000円の減額でございます。特に依存度の大きい関西電力の大河内水力発電所に係る大規模償却資産につきましては、5億6,225万4,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税は4,046万1,000円で、対前年度比52万2,000円の増額でございます。29年度の決算見込みを勘案しながら計上をいたしております。

4項たばこ税は5,506万7,000円で、29年度の決算見込みを勘案しながら計上をいたしております。

続きまして、2款地方譲与税から15ページの9款地方特例交付金につきましては、29年度の決算を見込みながら地方財政計画及び県の交付見込みの率を勘案してそれぞれ計上をいたしております。

15ページ、10款地方交付税でございます。これにつきましては29億7,000万円で、対前年度比7,900万円の減額でございます。この説明につきましては、きのう町長の提案説明のとおりでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目農林業費分担金、1節林業費分担金50万円は、町単独林道補修事業に係る受益者分担金でございます。

3目土木費分担金、1節道路橋梁費分担金170万円は、町単独道路改良事業で区要望による町道川井線、清水ノ上線、トドロケ線の3路線に係る受益者分担金でございます。

す。

2項負担金、1目民生費負担金、1節児童福祉費負担金2,292万5,000円は、寺前、神崎、そして管外の保育所の運営費の負担金でございまして、引き続き子育て世代の負担軽減を行い、計上をいたしております。2節老人福祉費負担金25万2,000円は、養護老人ホームに入所している4名の方の費用徴収金でございまして。

続きまして、16ページ、3目衛生費負担金、2節水道費負担金98万円は、消火栓の新設、そして移設に係る受益者分担金でございまして。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は1億2,109万5,000円で、そのうちケーブルテレビの利用料は1億2,019万7,000円で、対前年度比246万7,000円の減額でございまして。

3目土木使用料、1節住宅使用料は、町営住宅5つの使用料でございまして。

4目教育使用料、1節幼稚園使用料の幼稚園保育料205万2,000円は、引き続き子育て世代の負担軽減を行い、計上をいたしております。2節社会教育使用料のうち地域交流センター使用料は410万4,000円で、やまびこ学園への留学生12名を見込んで計上をいたしております。

17ページをお願いします。2項手数料、1目総務手数料、2節徴税手数料において、この4月から実施をいたしますコンビニエンスストアでの税証明等の交付として32件、7,000円をその中に含んで計上をいたしております。3節戸籍住民基本台帳手数料におきましてもコンビニエンスストアでの住民票等の交付として222件、5万9,000円を含んで計上をいたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、民生費国庫負担金は3億4,602万3,000円で、対前年度比2,452万7,000円の増額でございまして。これにつきましては保育所運営費の負担金、そして心身障害者福祉費負担金のそれぞれ社会保障施策に対する国の負担金の増額でございまして。1節保育所運営負担金は、神崎保育園、寺前保育所、そして町外の管外保育所合わせて7,419万7,000円でございまして。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のうち地方創生推進交付金2,120万8,000円につきましては、シングルマザー移住支援が686万円、播磨広域連携の銀の馬車道街道の景観形成事業に係るものが784万8,000円、神河アグリノベーションに係るものが650万円で、それぞれ交付対象事業費の2分の1でございまして。

続きまして、19ページの過疎地域等自立活性化推進交付金600万円につきましては、定住促進空き家活用事業で空き家を借り受け、町営住宅として改修整備を行うものの交付金でございまして。

2目民生費国庫補助金は640万8,000円で、対前年度比3,310万3,000円の減額となっております。これにつきましては臨時福祉給付金給付事業に係る補助金が減

額したことによるものでございます。そのうち1節社会福祉費補助金のうち社会資本整備総合交付金25万円につきましては、人生いきいき住宅改造事業に係る交付金でございます。

3目衛生費国庫補助金は3,078万9,000円で、対前年度比3,446万1,000円の減額でございます。これにつきましては地球温暖化対策推進に係るカーボンマネジメント強化事業に係る補助金が昨年ここで予算化をしておりましたものがここでは予算化しないということになったもので大きな減額となっているものでございます。1節保健衛生費補助金のうち社会資本整備総合交付金2,904万6,000円は、病院北館改築の耐震改修に係る交付金として病院出資金として支出するものでございます。2節下水道事業補助金161万4,000円は、循環型社会形成推進交付金として合併処理浄化槽の設置に係るものでございまして、5人槽2基、7人槽3基、50人槽1基に係る補助金で、それぞれ補助対象事業費の3分の1の補助でございます。

4目土木費国庫補助金は3億1,881万6,000円で、対前年度比7,425万5,000円の増額は町営住宅柏尾団地の建設事業に係る交付金の増額によるものでございます。1節道路橋梁費補助金のうち、まず道整備交付金6,500万円でございます。これにつきましては補助対象事業費の50%の補助ということで、町道神崎・市川線が3,000万円、町道神崎・市川線支線が3,000万円、町道水走り中河原線が500万円でございます。続いて、社会資本整備総合交付金の道整備9,325万3,000円は、橋梁長寿命化修繕事業に係るもので、補助対象事業費の56.1%の補助でございます。2節住宅費補助金のうち社会資本整備総合交付金の定住促進1,710万円は、まず若者世帯家賃補助が417万円、若者世帯住宅取得に係るものが903万円、そして若者世帯の住宅リフォームに係るものが290万円、そして空き家活用に係るものが100万円、いずれも補助対象事業費の50%の補助金でございます。続きまして、同じ交付金の公営住宅1億3,862万5,000円は、町営住宅柏尾団地の建設整備に係るもので、補助対象事業費の50%の補助金でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、1節移譲事務市町交付金339万8,000円は、県から市町へそれぞれ権限移譲された19項目の事務に係る県からの交付金でございます。

2目民生費県負担金は1億9,684万7,000円で、対前年度比633万7,000円の増額でございます。これにつきましては国庫支出金と同様にそれぞれ保育所運営負担金、心身障害者福祉負担金の社会保障施策に関する県負担金の増額分でございます。1節保育所運営負担金は、神崎保育園、寺前保育所、そして町外の保育所、合わせて3,730万円でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は5,462万4,000円で、対前年度比2,136万円の増額でございます。これにつきましては新たに創設をされましたひょうご地域創生交付金の増額によるものでございます。まず、1節総務管理費補助金のうちバス対策

費補助金48万5,000円は、それぞれ神河町から生野までの路線の町補助金に対しての県からの補助金でございます。その次に、市町振興支援交付金964万2,000円は、コミュニティバスの運営を行う市町への交付金でございます、一般財源扱いをするものでございます。続きまして、先ほど申しましたひょうご地域創生交付金2,500万円は、兵庫県が国の地方創生の交付金とは別に県下市町の地域特有の取り組みへの支援を目的に県独自の交付金を創設されたものでございまして、このたび申請をいたすものでございます。申請の事業につきましては、木造インターンシップ事業、そしてシングルマザー移住支援事業、景観まちづくり事業、福本遺跡保存活用事業ということで、国の地方創生交付金の対象とならない事業につきまして県へ申請をしているところでございます。

21ページをお願いいたします。電源立地地域対策交付金事業補助金1,940万円は、除雪車両購入分が1,040万円、道路維持補修に係るものが2路線で900万円でございます。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち民生児童委員活動費用弁償補助金225万3,000円は、民生児童委員38名の活動費に対する補助金でございます。その下、地域生活支援事業補助金204万8,000円は、それぞれ障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスでございまして、手話通訳者の派遣、移動支援、日中一時デイサービス等の介護給付費に対する補助金でございます。人生いきいき住宅事業補助金156万2,000円は、高齢者や障害者の方が住みなれた自宅で安心して生活ができるように住宅を改造するための場合の補助金でございます。2節老人福祉費補助金の老人クラブ助成事業補助金135万6,000円、そして老人クラブ活動強化推進事業費補助金86万4,000円は、それぞれ単位老人クラブ36クラブの活動に対する補助金でございます。3節医療助成費補助金は3,187万6,000円で、医療助成金と事務費の2分の1の補助金でございます。4節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、それぞれ保育所、幼稚園、そして健康福祉課関係の事業に充当するために交付を受けるものでございます。

22ページをお願いいたします。ひょうご保育料軽減事業補助金168万6,000円は、第2子以降の保育料の軽減措置に係る補助金でございます。

3目衛生費県補助金のうち母子保健医療対策総合支援事業補助金67万5,000円は、子供が健やかに育つ環境づくりを推進するための母子医療対策として産後ケア、そして産婦健康診査等の支援に係る補助金でございます。続きまして、僻地診療所運営費補助事業補助金291万9,000円は、大畑、上小田、川上、3カ所の診療所の運営費に対しての補助金でございます。

4目農林業費県補助金は1億3,427万9,000円で、対前年度比6,261万5,000円の減額でございます。これにつきましては道の駅整備終了に伴う補助金の減額でございます。1節農業費補助金のうち上から8行目、集落営農組織高度化促進事業補助金

416万6,000円は、福本、赤田の営農組合に対するコンバイン購入費の3分の1の補助金でございます。そして鳥獣被害防止総合対策事業補助金915万6,000円、そして市町振興支援交付金175万6,000円は、ともに鹿、イノシシ、猿等の有害捕獲に対する助成でございます。市町振興支援交付金につきましては、一般財源扱いでございます。農業経営法人化支援補助金80万円、これにつきましては集落営農組織の法人化への支援として大河、高朝田に係る補助金でございます。経営体育成支援事業補助金138万3,000円は、認定農業者が導入するトラクターほかの農業機械への助成でございます。農地利用最適化交付金151万2,000円は、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地法などにに基づき行う農地集積等の活動に対する支援交付金でございます。2節林業費補助金4,784万4,000円は、県民緑税を活用した事業等の補助金を引き続き予定をいたしております。3節水産業費補助金10万円につきましては、引き続き水産業の再生や活性化を図るためのそれぞれ漁業者が行う河川清掃等の活動や取り組みに対しての補助金でございます。

5目商工費県補助金507万5,000円は、峰山高原の滞在型健康づくり施設、ホテルリラクシアの整備に係る償還金の補助金でございます。平成15年3月借入れ分が平成29年度末で完済したことにより対前年度比4,052万5,000円の減額となっております。

6目土木費県補助金、1節土木費補助金のうちひょうご住まいの耐震化促進事業補助金257万5,000円は、簡易耐震診断を受けた住宅の建てかえや耐震改修を行う場合の補助金でございます。

続きまして、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金の小学校体験活動事業補助金115万2,000円は、5年生対象の自然体験を実施する自然学校と3年生対象の体験型環境学習に係る経費の補助金でございます。2節中学校費補助金のトライやる・ウィーク事業補助金45万円につきましては、2年生対象の職場体験、福祉体験、勤労体験などに係る経費の補助金でございます。スクールソーシャルワーカー事業補助金32万3,000円は、教育相談体制に福祉等の専門的な知識や技術を有するソーシャルワーカーを配置するための補助金でございます。3節社会教育費補助金の学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金101万2,000円は、土曜チャレンジ学習事業分が51万4,000円、放課後子ども教室事業分が49万8,000円で、補助金対象事業費の3分の2でございます。

県委託金、総務費県委託金、2節選挙費委託金は、兵庫県議会議員選挙委託金として260万6,000円。3節統計調査費委託金につきましては、指定された統計調査に係る県からの委託金でございます。

4目農林水産業費県委託金、1節農業費委託金の地籍調査委託金は1億8,187万9,000円で、県営事業として県からの委託事業に係るもので、対象事業費の100%でございます。2節林業費委託金のナラ枯れ防除事業委託金は、川上、大川原、峰山高原

の防除で355万4,000円でございます。

続いて、24ページをお願いいたします。7目教育費県委託金、1節教育総務費委託金の小学校英語教育支援充実事業委託金5万円は、地域の人材を生かし、小学校における英語教育の充実を図るための委託金でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金566万2,000円は、一般会計で設置をしております財政調整基金を初めとした10の基金の利子収入でございます。

2目財産貸付収入は689万8,000円で、町有財産である土地や建物の貸付収入でございます。

2項財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入1,636万2,000円、この中に町営住宅柏尾団地の建設移転に伴います旧土地、建物の売り払い収入が1,536万2,000円を含んでおります。

続いて、25ページをお願いいたします。17款寄附金、2目指定寄附金の神河ふるさとづくり応援寄附金は5,000万円で、返礼品の充実を図りながら取り組んでいく予定といたしております。

18款繰入金、1項他会計繰入金は、特別会計からの繰り入れでございまして、そのうち4目土地開発事業特別会計繰入金573万8,000円、これにつきましては貝野のしんこうタウン第3期分譲に係りまして用地購入と、そして第3期分譲の造成事業につきまして一般会計から土地開発事業へ繰り出しをしながら、その財源を利用して実施してきたことから、その事業費を平成24年度から第3期分譲の販売収入をもとに一般会計へ繰り入れし、返済を行ってきております。その返済が平成30年度で完済の見通しとなったことから、その最後の精算分ということで573万7,000円を計上をいたしております。そして寺前秋桜たうんに係るものとして1,000円、合わせて573万8,000円を繰り入れとして計上いたしております。

2項基金繰入金は、一般会計で設置している基金からそれぞれの目的に沿った事業費の財源として充当するために繰り入れするものでございます。

25ページの1目公共施設維持管理基金繰入金2,110万円は、小学校施設の整備工事に係るものに充当するものでございます。

26ページ、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金3,500万円は、平成29年度に収入する予定のふるさとづくり応援寄附金を繰り入れするものでございまして、神河町の地域創生、そして6つのまちづくりの施策の事業費の財源として繰り入れをするものでございます。

6目財政調整基金繰入金3億2,000万円は、当初予算編成に当たりまして、その財源不足を補うために繰り入れをするもので、対前年度比3,700万円の増額でございます。

7目まちづくり基金繰入金1,670万円は、これは合併造成基金でございまして、合

併特例債を活用して積み立てた基金でございます。これにつきまして第2次神河町長期総合計画の策定事業に1,200万円、防災計画の更新事業に470万円をそれぞれ繰り入れし、充当するものでございます。

8目ケーブルテレビネットワーク維持基金繰入金1,660万円につきましては、ケーブルテレビ運営事業のインターネットに係る財源として繰り入れをいたすものでございます。

19款繰越金5,000万円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、26ページから27ページにかけて、20款諸収入、3項貸付金元利収入136万3,000円でございます。これにつきまして過去に住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金などとして貸し付けをしてきました部分の貸付金の元金の回収、そして利子の収入でございます。

4項受託事業収入、1目衛生費受託収入80万1,000円は、環境整備受託事業収入として県道敷の道路除草作業等に対する県からの収入でございます。

5項雑入につきましては、これまで説明をしてきました歳入科目に含まれない収入をそれぞれ計上をいたしております。

29ページをお開きください。29ページの中ほどにコミュニティ助成事業補助金1,750万円でございます。これにつきましては本村区のイベント備品に係る助成金が250万円、赤田区のコミュニティ施設建設に係る助成金が1,500万円でございます。その少し下のほうの社会貢献広報事業交付金720万円でございます。これにつきましては高齢者等に優しいノンステップバスの購入に係る交付金でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。観光施設土地等使用料211万2,000円、これにつきましては観光施設の指定管理者から受け入れるものでございまして、新田ふるさと村が150万円、グリーンエコー笠形が61万2,000円でございます。その下、峰山高原スキー場施設使用料3,000万円につきましても指定管理者から受け入れをするものでございます。地球温暖化対策推進事業補助金1億2,211万2,000円につきましては、省エネ機器への更新、カーボンマネジメント強化事業に係るものでございまして、中央公民館につきましては1億2,088万8,000円、神崎フードの空調設備の設計に係るものが122万4,000円でございます。続きまして、歴史文化基本構想を活かした観光拠点推進事業金返納金1,875万6,000円でございます。これにつきましてはこの事業に対する文化庁からの補助金につきましては、直接実施団体である神河町歴史文化まちづくり協議会に直接交付をされるということから、それを返納金として受け入れるものでございます。続きまして、観光施設維持管理負担金754万円、これにつきましては各施設の修繕へのそれぞれの負担金として売上金の1%を基本に計上をいたしております。

31ページの21款町債につきましては、第3表、地方債で説明をしたとおりでございます。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、32ページ、歳出をお願いいたします。1款議会費は9,122万7,000円で、町議会議員12名、議会事務局の一般職3名の人件費、そして本会議、常任委員会等の開催など議会運営に係る経費を計上をいたしております。議員の報酬につきましては、神河町報酬審議会の答申に基づきまして期末手当は一般職に準じ0.1月引き上げを反映し、計上をいたしております。

33ページから36ページ、2款総務費、1項総務費、1目一般管理費は4億1,453万5,000円で、対前年度比5,585万8,000円の減額でございます。これにつきましては住民票等のコンビニ交付あるいは税等のコンビニ収納に係るシステムの導入、これが終了をいたしたることによる減額でございます。特別職2名、そして総務課の一般職14名、再任用1名の人件費と行政運営に係る総合行政用コンピューター運営などの事務経費、ふるさと納税関連経費、区長会運営経費などを計上をいたしております。特別職の給与につきましては、報酬審議会の答申に基づき期末手当につきまして一般職に準じ0.1月の引き上げを反映し、計上をいたしております。

34ページをお願いします。8節報償費のうち記念品1,500万円につきましては、ふるさとづくり応援寄附金に対する返礼品でございます。そして12節役務費の宅配便代として350万円を計上をいたしているところでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。13節委託料、中ほどのシステム改修委託料1,401万4,000円でございます。これの内訳につきましては、まず新元号対策に係る改修費として764万1,000円、個人住民税の特別徴収に係る改修費として68万1,000円、戸籍住民基本台帳法に係る改修費569万2,000円でございます。その下、システム導入委託料1,218万3,000円は、税滞納管理システムの導入でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。21節貸付金、医師修学資金貸与金1,200万円でございます。これにつきましては今現在貸与してます継続3名と新規の2名分の計上をいたしております。

2目文書管理費は1,113万円で、毎月発行する広報の作成経費、町の例規集整備、リニューアルした町ホームページの管理経費などを計上をいたしております。

続きまして、37ページでございます。3目会計管理費は3,074万3,000円で、会計課の一般職4名の人件費と会計処理に係る事務経費、そして指定金融機関取扱手数料を計上をいたしております。

37ページから39ページ、4目財産管理費は1億7,002万8,000円で、本庁舎、支庁舎、センター長谷、公用車等の維持管理経費と基金への積立金を計上をいたしております。

38ページをお開きください。18節備品購入費のうち車両購入費661万7,000円でございます。これにつきましては新たに公用車として更新をするものでございませ

て、普通乗用車1台、そして軽四1台、軽トラ1台、そして現在リース車両として軽四1台をリースをしておりますが、それを買い取る経費を含んで計上をいたしております。また、一般備品購入費26万9,000円のうち公用車に設置するドライブレコーダー、残り必要と思われる車5台の購入費で16万円を計上をいたしております。

39ページをお願いいたします。25節積立金のうち神河ふるさとづくり応援基金積立金5,000万円につきましては、ふるさと納税として寄附していただいたものを次の年のまちづくり施策への財源とするために基金に積み立てをするものでございます。その下の公共施設維持管理基金積立金3,059万9,000円には、スキー場施設使用料として指定管理者から収入をいたしました3,000万円から公債費に係る償還金を除いた部分2,987万4,000円を含んで計上をいたしております。

続きまして、5目交通対策費は1億3,598万円でございます。交通安全への啓発経費、交通安全施設の整備工事費など公共交通対策に係る経費を計上をいたしております。18節備品購入費でございます。車両購入費2,466万7,000円は、高齢者等に優しいノンステップバスに係る購入費でございます。JR播但線長谷駅利用促進事業に係るものとして、13節委託料、長谷駅利用促進計画実践業務委託料100万円、これにつきましては長谷駅の利用促進と快速列車の長谷駅停車を実現するための事業の展開、そして活性化に向けて策定をされた計画に基づく実践業務につきまして長谷地区の振興を考える会に委託する経費でございます。15節工事請負費でございます。まずJR長谷駅トイレ改修工事費76万1,000円、これにつきましては長谷駅利用促進計画の駅周辺整備として実施するものでございます。交通安全施設整備工事請負費700万円、これにつきましては区から要望のあった2件の140万円、そして通学路のグリーンベルトの新設に係るものが560万円でございます。

39ページから42ページ、6目企画費は4億1,576万2,000円で、対前年度比2億2,811万8,000円の増額でございます。これにつきましては企業誘致に係る増額でございます。ひと・まち・みらい課の一般職8名の人件費と地域創生を中心に町の活性化のための事業の経費を計上をいたしております。

40ページをお願いいたします。7節賃金2,064万7,000円につきましては、地域おこし協力隊が5名、集落支援員が1名、そして地域おこし協力隊として情報発信専門員が1名、移住プランナーが1名、合わせて8名分を計上をいたしております。9節旅費の普通旅費450万4,000円のうち、国際交流事業として不足する労働力を補うことを目的に外国人雇用の可能性について調査を行うための経費249万6,000円を含んで計上をいたしております。

仕事づくり、雇用創出のための企業誘致につきましては、41ページの13節委託料、設計業務委託料の2,774万7,000円、そして3,852万7,000円、15節工事請負費の貸し工場施設造成工事請負費7,776万円、17節公有財産購入費の4,628万8,000円、合わせて1億9,032万2,000円を計上いたしております。

42ページ、19節負担金、補助及び交付金の下ほど、地域おこし協力隊起業化支援補助金100万円でございます。これにつきましては平成30年9月末をもって任期が終了する隊員における町内での起業に対する支援補助金でございます、特別交付税の対象となっております。

43ページから44ページ、7目CATV管理運営費は5億1,456万8,000円で、情報センターの一般職4名、再任用1名の人件費とケーブルテレビの管理運営経費を計上をいたしております。

昨年度に着工しました光ケーブル化の事業費につきましては、44ページをお願いします。44ページ、13節委託料の設計監理業務委託料513万円と15節工事請負費の情報通信基盤整備工事請負費3億4,387万円、合わせて3億4,900万円でございます。

8目諸費、19節負担金、補助及び交付金598万6,000円は、本村区と赤田区への集落集會施設整備事業補助金でございます。

45ページをお願いいたします。9目総合推進費、この中に平成31年度からの新たなまちづくりの指針となる第2次神河町長期総合計画をつくり上げていく経費として審議会委員の報酬、費用弁償、そして計画策定に係る支援業務委託料、消耗品等合わせて1,240万円を計上をいたしたところでございます。

10目消費者行政費は125万9,000円で、消費者への啓発、相談窓口として福崎町に共同設置をしております神崎郡消費者中核センターへの負担金等について計上をいたしております。

45ページから46ページ、2項徴税费、1目税務総務費は5,671万7,000円で、税務課の一般職5名の人件費と税務事務に係る事務経費を計上をいたしております。

46ページの13節委託料をお願いいたします。898万2,000円の3つの委託料につきましては、いずれも平成33年度の評価がえに向けての業務委託に係るものでございます。

46ページから47ページ、2目賦課徴収費は619万4,000円で、賦課及び徴収に係る事務経費、そしてコンビニエンスストアとクレジット収納に係るそれぞれの経費を計上をいたしております。

3項戸籍住民基本台帳費は1,426万3,000円で、住民生活課の一般職1名の人件費と戸籍法、住民基本台帳法に基づく事務処理に係る経費、そしてコンビニエンスストアでのマイナンバーカードを利用した住民票などの諸証明の交付に係る経費を計上をいたしております。

47ページから48ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は935万円で、選挙管理委員会委員4名の委員報酬、委員会の運営経費、そして選挙管理委員会書記としての総務課の一般職1名の人件費を計上をいたしております。

続いて、48ページをお願いいたします。2目県議会議員選挙費は260万6,000

円で、平成31年6月10日に任期満了となります。特例法により任期が短縮となっていることから同年4月に予定をされておりますので、その選挙費の事務費を計上をいたしております。

続いて、48ページから49ページ、3目町議会議員選挙費は731万1,000円で、平成30年4月30日に任期満了となることから同年4月22日に予定をされておりますので、その選挙事務費を計上をいたしております。

50から51ページ、5項統計調査費は、国、県から指定された統計調査を行うのに必要な経費をそれぞれ計上をいたしております。

51ページ、6項監査委員費74万2,000円、これにつきましては監査委員2名の委員報酬と会計監査及び行政監査に係る事務経費を計上をいたしております。

51ページから53ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は3億6,666万6,000円でございます。住民生活課の一般職4名の人件費、そして防犯対策、民生児童委員38名の活動費用弁償。

そして52ページをお開きください。52ページの19節負担金、補助及び交付金の防犯灯のLEDへの切りかえの補助金151万円、町社会福祉協議会への補助金2,790万8,000円。

そして53ページの28節繰出金、国民健康保険事業、介護保険事業へのそれぞれの特別会計への繰出金2億8,997万3,000円など社会福祉行政経費を計上いたしております。

53ページから54ページ、2目老人福祉費は2,486万5,000円で、老人クラブ36クラブへの助成、シルバー人材センター負担金、地域住民グループ支援、タクシー運賃助成、老人保護措置費など老人福祉行政に係る経費を計上をいたしております。

53ページ、19節負担金、補助及び交付金の一番下をごらんください。介護職員研修受講費助成金50万円、これにつきましては介護従事者不足の解消に向け介護職の資格の取得に要する費用の一部を助成する制度を新たに設け、1人上限5万円で10人分を計上をいたしております。

54ページから55ページ、3目心身障害者福祉費は3億3,425万4,000円で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用時の介護給付費などを計上をいたしております。

続いて、55から56ページ、4目医療助成費は1億747万8,000円で、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児、母子・父子家庭、高齢障害者に係る医療助成金と事務費を計上をいたしております。乳幼児医療の無料化につきましては、現在の中学校3年生までを高校生等までに拡大をし、保護者負担の軽減を拡大をいたしております。

5目国民年金事務費は557万6,000円で、住民生活課の一般職1名の人件費と国民年金の届け出等に係る事務経費を計上をいたしております。

57ページをお願いいたします。6目民主化推進費は168万9,000円で、人権や

地域改善の活動への助成金などを計上をいたしております。

7目後期高齢者医療費は2億551万3,000円で、19節負担金、補助及び交付金の兵庫県後期高齢者医療広域連合への療養給付費の負担金1億4,326万円、そして28節では町が設置をいたしております特別会計への繰出金5,416万円を計上をいたしております。

57ページから58ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は753万5,000円で、子ども・子育て会議委員12名の委員報酬と子どもを健やかに生み育てる支援金、子供会、縁結び事業、出産祝い品など児童福祉に係る経費を計上いたしております。

58ページをお開きください。2目児童措置費は1億5,099万9,000円で、児童手当とその給付に係る事務費を計上しております。

3目保育所費は2億1,175万4,000円で、子ども・子育て支援法に基づき、寺前保育所、神崎保育園、町外の保育所においてそれぞれ円滑な運営を行うための運営委託料、そして一時預かり事業補助金などを計上をいたしております。

59ページから60ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は12億2,755万6,000円で、対前年度比4億4,488万8,000円の増額は、公立神崎総合病院事業会計への出資金の増額によるものでございます。健康福祉課の一般職11名の人件費と公立神崎総合病院、水道事業会計への補助金、介護療育、ケアステーションかんざきへの繰出金など保健衛生業務に係る経費を計上をいたしております。

60ページをお開きください。24節投資及び出資金7億8,684万1,000円でございます。これにつきましては病院事業会計の資本的収支、4条予算への出資金でございます。そのうち病院北館改築に係る出資金につきましては、合併特例事業債と耐震改修に係る社会資本総合整備交付金を財源としましたものが4億6,934万6,000円でございます。そして過疎債を財源とした医療機器の出資分が1億8,000万円でございます。病院事業会計への繰出金の合計額につきましては、19節の負担金、補助及び交付金の収益的収支、3条予算への補助金2億6,001万5,000円と合わせまして10億4,685万6,000円でございます。

続きまして、60ページから61ページ、2目健康づくり対策費は5,877万1,000円で、健康教育、相談、特定基本健診、がん等各種検診、予防接種、食育計画推進事業など町民の健康増進、そして自主的な健康づくりに取り組む姿勢の形成などを目的にした事業を展開することの計上をいたしております。

60ページの7節賃金、嘱託・臨時職員221万3,000円につきましては、地域おこし協力隊1名分の賃金でございます。

61ページから62ページ、3目母子衛生費は1,387万6,000円で、乳幼児健診、5歳児までの相談、虫歯予防、妊婦健康支援、特定不妊治療助成、産後ケア、子育て世代包括支援センターに係る経費などゼロ歳から5歳児、そして妊娠から出産、育児に関する母子保健事業の経費を計上をいたしております。

63ページをお願いいたします。4目保健衛生施設管理費は425万5,000円で、大河内保健福祉センターの施設の維持管理に係る経費を計上をいたしております。

5目診療所費は829万6,000円で、川上及び上小田診療所の開設に係る運営経費、そして郡医師会で実施をしています休日の在宅当番医制事業への負担金、救急救命センターの運営負担金などを計上をいたしております。

63ページから64ページ、2項環境衛生費、1目環境衛生費は6,933万5,000円で、住民生活課の一般職5名の人件費と畜犬登録、狂犬病予防注射等の事務、そして神崎郡北部火葬場の運営負担金などを計上をいたしております。13節委託料では、公共施設の温室効果ガス、CO₂削減を目的としたカーボンマネジメント強化事業など事業実施に当たっての総合的な管理業務委託料として523万8,000円を計上をいたしております。

2目公害対策費は65万円で、町内5カ所での河川の水質汚染調査の委託料でございます。

64ページから65ページ、3項清掃費、1目ごみ処理費は3億1,173万1,000円でございます。これにつきましては町内一斉のクリーン作戦、不法投棄物の処理、資源ごみ回収補助金、そして中播北部クリーンセンターへの運営負担金などを計上をいたしております。

65ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金の家庭用生ごみ処理容器購入費補助金431万5,000円は、生ごみ減量化に向けコンポストの購入に係る助成でございます。電動コンポストを初めとして145台分を見込んでおります。

2目し尿処理費は5億1,568万4,000円で、町内530基の合併処理浄化槽の維持管理費、そして中播衛生センターの中播衛生施設の運営負担金6,448万2,000円、そして合併処理浄化槽の設置に係るものとして5人槽2基、7人槽3基、50人槽1基の設置補助金856万円、そして下水道事業会計への繰り出しとして補助金と出資金合わせて4億円などの経費を計上をいたしております。

66ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は1,470万9,000円で、改正農業委員会法により新たに就任された農業委員14名と農地利用最適化推進委員7名の委員報酬、地域振興課の一般職1名の人件費と農業委員会の運営、農地基本台帳管理、農業者年金等に係る経費を計上をいたしております。

66ページから67ページ、2目農業総務費は5,303万8,000円で、地域振興課の一般職5名の人件費と中播農業共済事務組合への負担金1,093万2,000円、その他農政事務に係る経費を計上をいたしております。

67から69ページ、3目農業振興費は1億1,377万4,000円で、各区の農会長、営農組合長への農政事務協力謝礼、中山間地域等直接支払い交付金、有害鳥獣対策、多面的機能支払い交付金、米安全確保対策、鹿捕獲支援、人・農地問題解決推進事業などの農政施策に係る経費を計上をいたしております。

68ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金、その中で農業機械施設整備支援事業補助金155万8,000円、これにつきましては町単独の農業機械への補助事業でございまして、中村、越知、本村の3営農組合と認定農業者2名に係る農業機械導入に係る補助金でございます。その下ほどに集落営農高度化促進事業補助金416万7,000円につきましては、県の補助事業でございまして、福本、赤田の2営農組合の農業機械導入に係る補助金でございます。

続いて、69ページをお開きください。69ページの農業経営法人化支援事業補助金80万円、これは大河、高朝田の2営農組合の法人化に向けた支援補助金でございます。その下、経営体育成支援事業補助金138万3,000円は、認定農業者1名に係る農業機械の導入に係る補助金でございます。

69ページをお開きください。4目農地費は1,032万6,000円で、13カ所のため池の一斉点検の委託料、そして区から要望のあった7件を含めた町単独土地改良事業補助金700万円などを計上いたしております。

70ページをお願いいたします。5目農業施設管理費は1,727万8,000円で、これにつきましては水車公園、神崎フード、道の駅、それぞれの施設の維持管理経費を計上をいたしております。13節委託料、設計業務委託料183万6,000円は、神崎フードのカーボンマネジメント強化事業に係るもので、平成31年度の工事着手にかかる前の設計業務でございます。続いて、15節工事請負費でございます。道の駅の管理運営事業において、大黒茶屋の空調設備の改修、照明機器の増設、撤去した大黒のモニユメントの設置、それぞれ工事合わせまして425万円を計上をいたしております。

70ページから71ページ、6目地籍調査費は2億6,682万7,000円で、地籍課一般職の10名の人件費と平成40年度の山林部調査終了に向けて計画的に事業を進める事業費を計上をいたしております。

72ページをお願いいたします。2項林業費、1目林業総務費は2,901万5,000円で、地域振興課の一般職1名の人件費と県営事業として広域基幹林道千ヶ峰・三国岳線工事費の県への負担金1,800万円、そして林地台帳整備委託料41万7,000円など林政事務に係る経費を計上をいたしております。

72から73ページ、2目林業振興費は1億312万1,000円で、木工芸センターのピノキオ館の指定管理料、ナラ枯れ対策業務委託料、そして森林管理100%推進による造林事業、そして県民緑税を活用した緊急防災林等の整備、町単独事業である間伐補助金、裏山防災工事に係る治山治水工事の補助金など林政施策に係る経費を計上をいたしております。

73ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金の中で新たに倒木による災害を防止するためにその危険木伐採に対しての補助金を設けております。事業費の上限を100万円とし、補助率9分の7で4カ所分、310万8,000円を計上をいたしております。

73ページ、3項水産業費は812万1,000円で、寺前、長谷、越知川の各漁協への補助金、それぞれの河川流域の多面的機能発揮対策事業補助金と事務費を計上をいたしております。19節負担金、補助及び交付金の中で新たに水産の再生や活性化のための新たな事業展開への活動取り組みへの支援としての補助金を設けております。1団体50万円とし、200万円を計上をいたしております。

73から74ページ、6款……。

○議長（安部 重助君） 児島特命参事、ここで休憩をさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

引き続き児島財政特命参事から説明を受けます。

児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、引き続きまして、73ページから74ページでございます。6款商工費、1目商工振興費は5,966万4,000円で、地域振興課の一般職の4名の人件費、そして町商工会への補助金2,060万円、ハートフル商品券の補助金300万円等を含んだ商業振興事業補助金などを計上をいたしております。

74ページから77ページにつきましては、2目観光振興費でございまして、1億5,397万円でございます。地域振興課の一般職3名と再任用2名の人件費と町観光協会への補助金、夏まつりを初めとした地域活性化事業、インバウンド観光キャンペーン、サイクル事業、そして各観光施設の指定管理料や維持管理経費、改修工事費など観光施策に係る経費を計上をいたしております。

74ページの7節賃金をごらんください。221万3,000円は、地域おこし協力隊1名の分でございます。

77ページから78ページ、3目大河内高原整備費は1億624万3,000円でございます。峰山高原、砥峰高原の観光PR、リラクシアを中心とした高原内の施設の維持管理経費、そしてオープンしたスキー場のゲレンデの緑化工事などを計上いたしております。

続いて、78ページから80ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は1億1,307万2,000円で、建設課の一般職11名の人件費と町営駐車場管理、JR播但線駅のトイレの維持管理、道路台帳管理、そして急傾斜地崩壊対策事業などを計上いたしております。

80ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は1億5,510万4,000円でございます。町道の除草作業や除雪経費などの維持管理経費を計上をいたしております。

15節工事請負費をお願いいたします。道路橋梁補修工事請負費1億250万円のうち区要望事業につきましては、6区から7カ所の5,980万円、そして辺地対策事業として町道峰山砥峰線の舗装につきまして3,520万円を計上をいたしております。また、電源立地地域対策工事請負費は、2カ所で1,150万円を計上をいたしております。18節備品購入費の車両購入費1,400万円は、町道の除雪をより迅速に対応できるように新たに2台の追加購入をし、配備をいたすものでございます。

80から81ページ、2目道路橋梁新設改良費は3億6,850万円で、道整備交付金事業の継続事業といたしまして町道神崎・市川線が6,310万円、町道神崎・市川線支線が6,210万円、町道水走り中河原線が1,110万円でございます。町単独道路改良事業におきましては、辺地対策事業として町道作畑・新田線が5,010万円でございます。そして区要望の3カ所の道路改良につきましては1,200万円、そのほか町がいたします工事が210万円、そして橋梁の長寿命化修繕事業に係るものが1億6,800万円をそれぞれ計上をいたしております。

事業の内容につきましては、説明資料の77から78ページに記載をしておいでございます。

続いて、81ページ、3項河川費は1,662万9,000円で、例年行っております河川クリーン作戦、そして区要望3カ所の河川改修工事などを計上をいたしております。

81から82ページ、4項都市計画費は4,974万1,000円で、中村・栗賀町歴史的景観形成地区の景観まちづくり事業に係る経費を計上をいたしております。兵庫県が新たに創設したひょうご地域創生交付金の事業として銀の馬車道の町並みを残している中村・栗賀町景観形成地区の道路の美装化を計画をしておいでしまして、その事業費として、81ページ、13節委託料の測量等委託料562万6,000円、そして工事請負費3,200万円、合わせて3,762万6,000円を計上をいたしております。

82ページ、5項住宅費、1目住宅管理費は4,991万6,000円で、町営住宅5団地の維持管理費、そして若者の定住促進を目的とした家賃補助金、住宅取得支援補助金、リフォーム支援補助金、住宅の耐震化促進事業、空き家等の対策に係る経費を計上をいたしております。13節委託料をごらんください。その中に空き家等の実態調査とそのデータベース化を行っていくために523万8,000円を計上をいたしております。

82ページから83ページ、2目住宅建設費は3億3,021万2,000円でございます。田舎暮らし・多自然居住推進、そして空き家の利活用事業等に係る経費を計上をいたしております。

柏尾団地の建設整備費につきましては、83ページをお開きください。83ページ、13節委託料の監理業務委託料1,125万2,000円、15節工事請負費の町営住宅建築工事請負費2億8,665万9,000円、19節負担金、補助及び交付金の上下水道加入負担金302万4,000円、22節補償、補填及び賠償金の移転補償費140万8,000円でございます。次に、空き家を活用した町営住宅の整備についてでございます。

これにつきましては空き家を借り、そしてその空き家の改修整備を行っていくための事業費として、13節委託料の設計監理業務委託料300万円、14節使用料及び賃借料の借家借り上げ料120万円、15節工事請負費の空き家改修工事費1,800万円を計上いたしております。

83ページ、8款消防費、1目日常備消防費は1億4,527万1,000円で、そのうち姫路市消防局への消防事務委託料は1億4,521万1,000円でございます。

83ページから84ページ、2目非常備消防費は6,338万8,000円で、地域での防火、防災の消防団活動に係る経費でございます。

85ページ、3目消防施設費は5,408万7,000円で、各分団が保有する消防車両、そして消防指令車の維持管理費と施設整備費でございます。区要望2件の警鐘台の塗装繕工事を含めて計上をいたしております。15節工事請負費の防火水槽設置工事費2,212万3,000円は、岩屋区、栗区で2基を新設をするものでございます。消防施設工事請負費100万7,000円、これにつきましては水出し操法の訓練時に使用をいたしましたホースを乾かすためのホース乾燥塔を支庁舎に新たに設置するものでございます。18節備品購入費の車両購入費2,354万4,000円は、南小田部の消防ポンプ自動車1台、高朝田部の小型動力ポンプつき軽四積載車1台を計上をいたしております。

85から86ページ、4目災害対策費は2,855万4,000円で、災害時の緊急対応に係る職員の時間外勤務手当、そして消防備蓄品の購入、自主防災組織の運営負担金、防災行政無線の管理運営費などの防災対策に係る経費を計上しております。

13節の委託料の中で85ページを見てください。J-ALERTの受信機器の更新に437万9,000円。

そして86ページにあります防災対策の基本である地域防災計画の更新に480万円、そして現在運用中の防災行政無線の電波受信が弱い地域の電波調査に100万5,000円を計上をいたしております。

86ページから87ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は119万3,000円で、教育委員4名の委員報酬と教育委員会の運営経費を計上しております。

87から88ページ、2目事務局費は7,092万1,000円で、教育長と教育課の一般職4名の人件費と不登校など問題を抱える児童・生徒の支援のための適応教室の職員とソーシャルワーカー配置など、教育行政に必要な経費を計上をいたしております。教育長の給与につきましては、報酬審議会の答申に基づき、期末手当は一般職に準じ、0.1月の引き上げを反映して計上をいたしております。日本一の学校づくり事業につきましては、引き続きプログラミング教育、そして峰山高原スキー場でのスキー体験活動を継続して取り組むこととしており、その経費を計上をいたしております。

89から91ページ、2項小学校費、1目小学校管理費は1億7,819万5,000円でございます。一般職1名の人件費と町内4小学校の学校運営及び施設管理に係る経費

を計上をいたしております。学校施設整備につきましては、90ページの13節委託料、設計監理業務委託料985万円、そして91ページ、15節工事請負費8,016万2,000円でございます。これにつきましては、越知谷・長谷小学校の空調設備等の整備と寺前小学校の遊具設置に係るものでございます。

91から92ページ、2目小学校教育振興費は688万8,000円で、自然学校や環境体験活動、そして外国語（英語）教育の推進、そして就学援助費などに係る経費を計上をいたしております。

92から94ページ、3項中学校費、1目中学校管理費は5,923万6,000円で、一般職1名の人件費と神河中学校の学校運営及び施設管理に係る経費を計上をいたしております。

94ページをお願いいたします。15節工事請負費42万2,000円は、保健室の改修でございます。

94ページから95ページ、2目中学校教育振興費は1,011万4,000円で、トライやる・ウィーク、外国語指導助手ALTの活用事業、そして就学援助費などに係る経費を計上いたしております。

95ページから97ページ、4目幼稚園費は1億1,789万6,000円で、幼稚園教諭12名の人件費と町内4幼稚園の運営及び施設管理に係る経費を計上をいたしております。

97から99ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費は1億636万8,000円で、教育課一般職3名分の人件費と人権啓発、人権学習事業、放課後子ども教室、学童保育、小学生を対象とした土曜チャレンジ学習、成人式、町の文化財保存事業とあわせ文化庁の歴史文化基本構想を生かした観光拠点推進事業と兵庫地域創生交付金による福本遺跡保存活用事業等の社会教育行政施策に係る経費を計上いたしております。

99ページをお開きください。1行目、13節委託料の設計業務委託料762万2,000円は、福本遺跡の環境整備に係る設計でございます。14節使用料及び賃借料の土地使用料45万6,000円は、福本遺跡への来場者のための駐車場用地として借り上げるものでございます。15節工事請負費の埋蔵文化財確認調査工事請負費168万5,000円は、福本地内の堂屋敷の確認のための発掘調査工事でございます。社会教育施設改修工事費の320万円は、寺前小学校体育館に併設しております寺前学童保育ルームの拡張工事でございます。17節公有財産購入費438万2,000円は、福本遺跡保存のために、まだ個人所有地で残っている部分の土地を購入するものでございます。

99から102ページ、2目公民館費は2億5,594万1,000円でございます。一般職2名の人件費と神崎・中央公民館の施設維持管理費、そしてシニアカレッジ、公民館教室、ふるさと文化祭、美術展、一般公演、図書室の運営に係る経費を計上をいたしております。その中で中央公民館のカーボンマネジメント強化事業に係る経費につきましては、まず101ページの13節委託料、管理業務委託料594万円と102ページ、

15節工事請負費1億9,580万2,000円でございます。

102から104ページ、3目社会教育施設運営費は7,418万9,000円で、一般職1名の人件費と児童センターきらきら館、子育て学習センター、地域交流センターやまびこ学園、白林陶芸館等の運営と施設維持管理に係る経費を計上いたしております。

104から105ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費は787万3,000円で、スポーツ推進委員17名の委員報酬、町体育協会への補助金、青少年健全育成団体への補助金、スポーツ教室、大会などに係る経費を計上いたしております。

105から106ページ、2目体育施設管理費は8,348万5,000円で、町内7カ所の体育施設の運営及び施設維持管理費を計上いたしております。

106から109ページ、3目学校給食費は1億6,958万2,000円で、一般職4名の人件費、臨時・嘱託職員10名の賃金と学校給食の運営、施設の維持管理費を計上をいたしております。

108ページをお開きください。13節委託料の設計監理業務委託料100万円と15節工事請負費1,780万8,000円は、給食センターの蒸気ボイラー配管設備等の更新工事に係るものでございます。

109ページ、10款公債費、1目元金は9億1,372万円で、過去に建設した学校、そして観光施設等の公共施設、道路などのインフラ整備の財源として借り入れました地方債の元金に係る返済金でございます。

2目利子は8,012万5,000円で、過去に借り入れた地方債の利子につきましては7,877万5,000円、そして資金繰りのために一時的に借り入れる予定の一時借入金利子につきましては135万円でございます。

12款予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に、110ページにつきましては、債務負担行為の支出予定額調書でございます。

その次、111ページにつきましては、地方債の現在高見込みに関する調書でございます。平成30年度末の見込み額は133億1,612万4,000円となっております。

112から117ページにつきましては、給与費の明細書となっております。

そして、一番最後118ページに、今回新たに別添資料として地方債の内訳を添付しておりますので、参考にしてください。

続きまして、予算説明資料につきまして少し説明をさせていただきます。予算の概要16ページの次から、新たに1ページとしてページ数を振ってございます。

まず、1ページにつきましては、平成30年度の各会計別の予算額の状況で、前年度比較をしたものでございます。

そして、2ページから9ページにつきましては、それぞれ歳入歳出の前年対比ということで分析をいたしたものでございます。特に8ページをお開きください。8ページにつきましては、経常収支比率の算出表でございます。平成30年当初につきましては97.9%、昨年に比べまして1.9ポイントの上昇ということになってございます。これに

つきましては、少し歳入の経常一般財源が2億4,600万余り減少をしております。それに加えて歳出の経常一般財源が1億4,200万程度しか減っていないという状況の中で、歳入の経常一般財源の減額のほうが大きいということの中から、どうしても比率が上がってくるという状況が今回改めて浮き彫りになったというところでございます。今後は、この辺を注視しながら歳出の経常経費の削減に努めていく必要があると認識を新たにしたところでございます。

続きまして、10ページから12ページにつきましては、町税に係る予算の算出内訳になっております。

そして、13ページから15ページにかけては、地方譲与税、各県税の交付金、地方交付税の説明でございます。

16ページから29ページにつきましては、国県支出金のそれぞれの積算説明でございます。

その次、30ページから100ページにかけては、歳出予算目的事業別の説明で、財源内訳も入った事務事業ごとの説明となっております。

そして、101ページと102ページにつきましては、地方消費税交付金の5%から8%に引き上げになりました引き上げ部分の充当の一覧でございます。

103ページから105ページにつきましては、財産に関する調書でございます。

そして、最後、106ページ以降につきましては、区要望事業を取りまとめた表でございます。これら予算説明資料につきまして、予算書とあわせてごらんになっていただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第35号議案の提案説明が終わりました。

次に、第36号議案、平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第36号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算でございます。

本会計につきましては、神崎郡3町と姫路市で小児に対する療育事業や福祉介護スタッフ研修、支援事業等を共同設置して運営しております。

予算の内容につきましては、歳入では、ケアステーションの負担金、一般会計繰入金、受託及び事業収入を予定し、歳出では、人件費11名分と経常経費、そして起債償還分としての一般会計繰出金が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,073万円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細設計を求めます。

藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、36号議案の詳細設計をさせていただきます。

事項別明細書で説明させていただきますので、4ページをお願いいたします。まず、歳入で、第1款、第1項1目負担金のケアステーション負担金は、市川町、福崎町、姫路市の負担分でございます。3,100万6,000円。

第2款、第1項1目一般会計繰入金は、神河町負担分の956万円でございます。

2目訪問看護事業特別会計繰入金の100万円は、訪問看護ステーションの事務所が同居しているための負担分でございます。

第4款、第1項1目障害児通園事業収入1,102万3,000円は、児童福祉法に基づく報酬分でございます。30年度に利用される児童を年間延べ2,178人と見ております。

2目障害児相談支援事業収入は、90人のサービス利用計画の作成とモニタリングを予定し、261万円を見込んでいます。

第2項1目受託事業収入は、介護保険の介護予防事業の受託分で57万6,000円を見ております。

5ページの第3項1目利用者負担金は、障害児通園事業の利用者の1割負担分でございます。

第4項雑入の1目雑入につきましては、研修参加費、行事参加費、健診助成金、インフルエンザ予防接種助成金と町有自動車損害保険受入金で29万1,000円でございます。

6ページの歳出の業務費5,341万5,000円のうち大きなものは人件費で、介護療育事業スタッフの正職員4名、嘱託・非常勤職員4名、非常勤の運転員3名の計11名が担当しております。8節の報償費につきましては、公開講座等3回を予定しております。その講師謝礼でございます。11節需用費は、光熱水費などで369万4,000円、12節役務費では、通話料などで59万7,000円、7ページの13節委託料では、エレベーター保守点検委託料などで166万7,000円、14節使用料及び賃借料は、財務会計システム賃借料などで62万8,000円、18節備品購入費につきましては、療育訓練機器の購入を予定いたしております。19節負担金、補助及び交付金は、専門研修負担金で3万円、22節補償、補填及び賠償金で10万円、27節公課費は、自動車重量税で3万3,000円。

第3款、第1項1目一般会計繰出金638万8,000円は、建設費償還金の分を一般会計に繰り出しています。

9 ページ以降は給与表明細を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第36号議案の提案説明は終わりました。

次に、第37号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第37号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

平成30年度の予算編成につきましては、平成30年度から国保制度改革により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となり、あわせて財政運営の責任主体となることから、町の国保運営、そして予算編成につきましても大きな転換の年を迎えることとなりました。

この制度改革に当たり、特に影響するのは保険税率でありまして、その保険税率の算定基礎となるのが県から町へ賦課される納付金となります。この納付金は、町の所得状況や直近3カ年の医療費状況をもとに算出されるもので、医療費の増加が税率に影響するといった構図はこれまでと同様です。

平成30年度の納付金は、この1月に確定しており、そこから神河町で必要になる保険税総額を算定しましたところ、平成29年度の保険税決算見込み額との対比では減額となりました。しかし、平成26年度の1人当たり給付費25万1,668円から平成29年度見込みでは31万4,478円と大幅に医療費が増加しています。

今後においても医療費が保険税率のもととなることから、町民の皆様がより健康となり、あわせて国保財政の健全化につながるよう保健事業のより一層の推進に努めてまいりたいと思います。

さて、今年度までの国保の当初予算につきましては、まず歳出については、過去4年間の医療費の推移を勘案し、保険給付費等を積算しておりました。歳入では、その保険給付費に相当する国・県補助等を算出し、その不足分を保険税額としていました。ところが、30年度からは歳出の保険給付費に対して、その同額が歳入の県支出金で得られますので、年度途中で医療費が増減しても財政的に影響はありません。ですので、給付金も確定していることから、当初予算から年度途中での大きな増減はないものと想定しています。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億903万2,000円、前年度比6.6%減とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

県下国保財政一本化に伴い、町国保会計から県国保会計に移行いたしますのが、歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、歳出では、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金となります。また、町長も申しましたが、保険給付費については、その同額が歳入の県支出金で得られますので相殺されます。また、納付金も確定していることから、当初予算から年度途中での大きな増減はないものと想定しています。

それでは、予算事項別明細書5ページをごらんください。歳入の部ですけれども、構成比、パーセントの欄をごらんいただきますと、国民健康保険税が14.4%、県支出金が81.5%、繰入金が4.1%となり、以上3項目でほぼ100%を占めております。

6ページをごらんください。歳出の部につきましては、構成比が保険給付費で77.6%、国民健康保険事業費納付金が19.9%、以上2項目で97.5%を占めております。

それでは、7ページ以降で主なものを説明させていただきます。歳入の部、1款国民健康保険税は、基本的には歳出総額から県等の補助金、繰入金等収入額を差し引いた額を賄うものでございます。1目一般被保険者国民健康保険税が合計2億1,403万4,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税については、例年の決算額から来年度の収納見込み額を算出し、合計312万2,000円、国民健康保険税総額として2億1,715万6,000円を計上しております。

昨年との比較で9,815万4,000円の減額となっておりますが、町長も説明いたしましたように、今年度までの国保の当初予算につきましては、まず歳出については、過去4年間の医療費の推移を勘案し、保険給付費等を積算し、歳入では、その保険給付費に相当する国・県補助金等を算出し、その不足分を保険税額としていました。30年度につきましては、保険給付費につきましては、その同額が歳入の県支出金で得られますので相殺されます。国民健康保険事業納付金も確定していますので、歳出総額から大まかに見込める県支出金、繰入金を差し引けば保険税となり、その予算の立て方の違いによりまして1億近い減額となりました。

平成30年度の保険税総額は、平成29年度の保険税決算額との対比では約3,200万円減額となり、保険税額に見合う来年度の税率については今後検討を進めてまいります。

続きまして、2款使用料及び手数料につきましては6万8,000円で、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例給付金につきましては、災害があった場合や東日本大震災に係る避難者の受け入れ等があったときのものです。科目設定を

しています。

8 ページに参ります。4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、普通交付金につきましては、町が保険給付に要する費用から精神結核医療付加金及び出産育児一時金に充てる法定繰り入れ分を除いたものが全額交付となり、11 億6,730 万7,000 円でございます。特別交付金につきましては、町国保で実施する特定健診等の実施率や医療費適正化を目的といたしました保健事業の経費に対して補助が得られるものとなります。内容といたしましては、従来 of 国県特別調整交付金等が交付され、計上額につきましては、県から通知のあった額となりまして、6,207 万7,000 円を計上しています。

2 項財政安定化基金交付金につきましては、町が国民健康保険事業費納付金を納めるに当たり、収税に不足が生じた場合等に県から貸し付けを受けるものであり、科目設定をしております。

5 款財産収入は、財政調整基金の利子分16 万8,000 円、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は、法定軽減によって保険税収納額が減額になった分を一般会計から補填するもので、繰入額については県費が4 分の3、町が4 分の1 負担となりまして、納付金をもとに算出した税額から算出し、2,781 万円となります。保険基盤安定繰入金、保険者支援分につきましては、保険税現年度分の1 人当たりの調定額に法定軽減の該当者数に乗じた額を一般会計から繰り入れるもので、繰入額につきましては、国費4 分の2、県費4 分の1、町が4 分の1 負担となりまして、納付金をもとに算出した税額から算出し、1,548 万9,000 円、職員給与費等は1,085 万2,000 円、出産育児一時金分は、歳出額の3 分の2 相当の168 万円、財政安定化支援事業分は、過去3 年平均の565 万2,000 円を計上しています。

7 款繰越金は、29 年度からの分で、科目設定です。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料の国民健康保険税延滞金については科目設定、2 項雑入、1 目第三者納付金は、被保険者の交通事故等の医療費を国保会計で立てかえる場合の戻り分として科目設定、2 目返納金は、無資格者の不正利得返納分として科目設定、3 目雑入は、1 人当たり1,000 円の特定健診実費徴収金70 万円、70 歳以上の負担の本来2 割を1 割に軽減しているため、県からの負担金、指定公費負担金返還金として6 万円、4 目療養給付費等負担金、10 ページに参りまして、5 目療養給付費等交付金、6 目特定健康診査等負担金についても、科目設定をしております。

以上、歳入合計は15 億903 万2,000 円であります。

次に、歳出の部、11 ページをごらんください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、一般職員2 名分の人件費や保険給付事務に必要な経費1,586 万7,000 円を計上、2 項徴税费では、税の賦課徴収に必要な経費42 万5,000 円。

12 ページに参りまして、3 項運営協議会費で国保運営協議会開催に必要な経費7 万

2,000円を計上しています。

2款保険給付費については、平成30年度から保険給付に係る費用は県からの交付金で賄うこととなります。したがって、町国保の保険給付費の予算額につきましては、県が指定した額を計上する必要があり、県は町の医療費水準や医療費の動向を勘案し、指定額を決定いたします。

1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費9億8,534万7,000円、2目退職被保険者等療養給付費413万円、3目一般被保険者療養費883万9,000円、4目退職被保険者等療養費30万4,000円、5目審査支払い手数料ですが、国保連合会へ支払うレセプト療養費支給申請書の審査支払い手数料で、一般分、退職分の区分をせずに1本で計上しており、270万8,000円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億6,276万5,000円、2目退職被保険者等高額療養費97万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費30万円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費10万円。

3項移送費につきましては、一般、退職とも科目設定をしております。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金252万2,000円。

5項葬祭諸費、1目葬祭給付費については、20件分、100万円。

6項精神結核医療付加金については、自立支援医療に係る外来医療の個人負担10%分と結核医療に係る個人負担5%分を国民健康保険から助成するもので、過去4年間の精神結核医療付加金の伸びに応じた額とし、142万5,000円。

続いて、14ページに参ります。3款国民健康保険事業納付金ですけれども、現行歳出の後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金については、来年度から県から賦課されるこの国民健康保険事業納付金に含まれる形となり、各市町が割り振られた額を支払うようになり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とに分けて算出されています。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分2億95万8,000円、2目退職被保険者等医療給付費分186万4,000円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分7,519万6,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分83万8,000円。

3項介護納付金分2,113万1,000円。

続いて、4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費につきましては、平成20年度から40歳以上75歳未満の被保険者を対象にメタボリックシンドロームの予防、改善を主眼とした特定健診、特定保健指導を実施しており。平成30年度は、特定健診、保健指導等の費用として594万7,000円。

2項保健事業費、1目保健事業趣旨普及費につきましては、無受診家庭への記念品代や制度の啓発に係るパンフレット等の費用、人間ドックや脳検査費用等の経費並びに特定健診未受診者対策事業の経費として841万2,000円。

5 款基金費として、財政調整基金積立金として16万8,000円、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目国民健康保険税還付金については、過年度還付金として200万円、2 目国庫支出金返納金として、国庫の療養給付費等負担金の返還分として科目設定、3 目療養給付費交付金返還金として科目設定1,000円。

16 ページに参りまして、4 目県支出金返納金として科目設定1,000円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金として、平成20年度から始まった特定健診、特定保健指導の実施に係る事務費相当額を一般会計に繰り出しするためのもので、健康福祉課での健康づくりポイントカード事業等が対象となり、73万9,000円。

7 款予備費につきましては500万円を計上しています。

以上、歳出合計は15億903万2,000円であります。

18 ページ以降には、給与費明細を添付しております。

平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計の内容説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第37号議案の提案説明が終わりました。

次に、第38号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第38号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

本事業は、医療保険料を年金から徴収する特別徴収と納付書により徴収する普通徴収で受け入れ、広域連合へ負担金として支出することが基本的な内容でございます。

主な内容は、歳入では、医療保険料1億2,464万7,000円、一般会計繰入金5,416万円等を計上しております。

歳出では、一般管理費1,118万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,762万4,000円等を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,892万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

予算事項別明細書6ページをごらんください。歳入の部、1 款後期高齢者医療保険料

は、広域連合より提示された賦課総額見込み額から軽減分を差し引いた額に特別徴収及び普通徴収それぞれに収納率と割合を掛けております。収納率は、特別徴収が100%、普通徴収、平成28年度実績が98.85%、割合は、特別徴収が約80%、普通徴収が約20%でございます。普通徴収の過年度分は、29年度滞納見込み額に収納率を掛けております。保険料の合計は1億2,464万7,000円です。

2款使用料及び手数料は、科目設定です。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、人件費と事務費で1,118万5,000円、保険基盤安定繰入金は、広域連合から提示の4,297万5,000円です。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入は、科目設定でございます。

同じく3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は29年度実績から10万円、2目還付加算金も29年度実績から1万円を計上しています。

5款繰越金は、前年度繰越金として科目設定しております。

以上、歳入合計が1億7,892万1,000円であります。

続きまして、歳出の部、7ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員1名の人件費と事務経費で1,118万7,000円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの提示額でありまして、内訳は説明欄の保険料等負担金1億2,464万9,000円、保険基盤安定制度負担金4,297万5,000円、合計が1億6,762万4,000円であります。

3款諸支出金、保険料還付金は29年度実績から10万円、還付加算金も29年度実績から1万円を計上しています。

以上、歳出合計が1億7,892万1,000円であります。

9ページ以降には、給与費明細を添付しております。

内容説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第38号議案の提案説明が終わりました。

次に、第39号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算でございます。

予算の内容につきまして、歳入では、介護保険料2億8,050万4,000円、分担金及び負担金1,833万3,000円、国庫支出金3億3,025万4,000円、支払基金交付金3億4,899万5,000円、県支出金1億9,311万9,000円、繰入金2億4,091万9,000円などを計上しております。

歳出では、事務費に係る総務費は7,434万円、介護サービス等に係る保険給付費は12億5,255万2,000円、地域支援事業費は8,751万4,000円などを計上して

おります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,547万1,000円、対前年度予算総額比99.84%とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第39号議案の詳細について御説明申し上げます。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う制度でございます。本会計で大半を占める介護サービス給付費の基本的な財源内訳は、介護保険料として65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、これまで22%でありましたが、平成30年度から23%となり、1%上がります。一方、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担割合については、これまで28%でありましたが、平成30年度から27%となり、1%下がります。

これまでと同様、平成30年度以降の第1号及び第2号の被保険者の負担割合の合計は50%と変わりありません。また、残りの50%、公費の割合は、在宅サービスの場合、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、施設サービスの場合、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。

介護保険料につきましては、これまで3年間、基準保険料は5,700円でありましたが、第7期介護保険事業計画の策定により、平成30年度から32年度の3年間の介護保険サービス給付費所要額及び地域支援事業費から算定し、平成30年度から32年度までの3年間の基準保険料は月額5,800円として今議会に提案させていただいております。

以下、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者介護保険料、1節2億8,050万4,000円については、65歳以上の第1号被保険者4,035名分の保険料でありまして、平成29年度の当初予算に比べ3%の伸びでございます。徴収額の内訳として、現年度分特別徴収が95.4%、普通徴収が4.6%となっております。2節滞納繰り越し分として91万円を計上しております。

2款分担金及び負担金1,833万3,000円、郡の介護認定審査会の共同設置費負担金で市川町が858万、福崎町が975万3,000円でございます。

3款使用料及び手数料は2万円、督促手数料でございます。

4款1項国庫負担金2億2,745万1,000円は、介護サービス給付費のうち居宅サービス費用と審査支払い手数料の合計7億9,137万2,000円に対する20%と、施設サービス費用4億6,117万9,000円に対する15%を合わせた2億2,309万6,

000円と過年度分1,000円の合計を計上しております。

2項1目調整交付金は、本来介護サービス給付額の5%で計算されますが、高齢化の状況、被保険者の所得水準等で変動いたします。本町は、後期高齢化率が高く、やや所得水準が低いため、平成30年度は約6.05%で計算し、7,582万円を計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助対象額が4,001万6,000円となっております。それに対する補助率25%、1,000万4,000円と過年度分1,000円を合わせた1,000万5,000円を計上しています。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助対象額が4,409万7,000円となっております。それに対する補助率38.5%、1,697万円と過年度分1,000円を合わせた1,697万8,000円を計上しております。少し訂正します。1,697万7,000円と1,000円を合わせた1,697万8,000円を計上しております。

10ページをお願いします。5款1項1目介護給付費交付金3億3,819万円は、介護給付費と審査支払い手数料の合計12億5,255万2,000円の27%と過年度分1,000円を計上しております。

2目地域支援事業交付金1,080万5,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業の補助対象額4,001万6,000円に対する補助金で、27%の補助率でありまして、1,080万4,000円と過年度分1,000円を合わせた1,080万5,000円を計上しております。

6款1項県負担金1億7,962万8,000円は、介護サービス給付費のうち居宅サービス費用と審査支払い手数料の合計額7億9,137万2,000円に対する12.5%と、施設サービス費用4億6,117万9,000円に対する17.5%を合わせた1億7,962万7,000円と過年度分1,000円を計上しております。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助対象額4,001万6,000円に対する補助金で、補助率12.5%、500万2,000円と過年度分1,000円を合わせた500万3,000円を計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助対象額が4,409万7,000円に対する補助金で、補助率19.25%、848万7,000円と過年度分1,000円を合わせた848万8,000円を計上しております。

7款財産収入13万7,000円は、介護給付費準備基金、現在残高8,850万円ございますが、その預金利子でございます。

8款1項1目介護給付費繰入金1億5,656万9,000円は、介護給付費と審査支払い手数料を合わせた12億5,255万2,000円の12.5%を計上しております。

11ページをお願いします。2目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金については、資格管理に係る職員の給与費の繰入金3,647万9,000円を計上しています。2

節事務費繰入金については、郡認定審査会に係る神河町負担分785万と、その他事務費に係る繰入金1,227万6,000円を合わせた2,012万6,000円を計上しています。3節地域支援事業補助金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助対象額4,001万6,000円に対する補助金で、補助率12.5%で500万2,000円と過年度分1,000円を合わせた500万3,000円を計上しております。4節地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助対象額4,409万7,000円に対する補助金で、補助率19.25%を乗じたものから補助対象外経費22万円を差し引いた870万7,000円と過年度分1,000円を合わせた870万8,000円を計上しております。5節現年度介護保険料軽減負担金繰入金として国庫負担分80万2,000円、県負担分40万1,000円、町負担分42万2,000円を合わせた160万5,000円を計上しております。

8款2項1目介護基金繰入金1,242万9,000円については、今回の介護保険料の改定額の上昇を抑えるため、8,850万のうち準備基金を取り崩すものでございます。

9款繰越金は、介護認定審査会に係るもので、繰り越し予定はなく、科目設定1,000円を計上しております。

10款1項1目1節第1号被保険者延滞金及び第2節過料については、1,000円ずつ科目設定をしております。

2項1目第1節返納金は、1,000円を科目設定しております。2節雑入として、介護予防ケアプラン作成料318万5,000円は、地域包括支援センター及び同センターが委託した町内外の居宅介護支援事業所が行った要支援1・2の認定者に対してケアプランを作成した場合、町が介護報酬を受けるものでございます。

12ページをごらんください。次に、訪問調査受け入れ事業収入として遠隔地の市町からの当町への特養などの施設入所者の訪問調査費の受入金として4,000円を計上しております。また、成年後見人制度申し立て費用負担金として1,000円を科目設定しております。介護予防教室参加負担金、公立神崎総合病院で実施しております短期集中型Cとして1人当たり300円、280人分、8万4,000円を計上しております。

第2項第三者納付金として1,000円を科目設定しております。

13ページをお願いします。

○議長（安部 重助君） 大中課長、ここで休憩に入ります。

暫時休憩をし、再開を13時ちょうどといたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、39号議案の提案説明を求めます。

大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。それでは、13ページをお願いします。歳出でございます。1款1項1目資格業務管理費2,131万8,000円は、資格業務等にかかわる職員2名の人件費1,507万1,000円及び法改正システム改修費に係る経費480万6,000円並びに事務費等144万1,000円を計上しております。2目サービス業務管理費2,173万8,000円は、介護保険サービス業務に携わる2名の人件費、認定調査を行う嘱託職員2名の人件費として2,032万9,000円及び事務費等33万1,000円を計上しております。3目連合会負担金10万8,000円でございます。

2項1目賦課徴収費36万1,000円は、郵便料等事務費を計上しております。

3項1目介護認定審査会費については、15ページにわたって説明いたします。予算額2,606万1,000円は、神崎郡3町が共同で行っております介護認定審査会に係る経費で、審査会委員15名の報酬、費用弁償、保険料1,070万4,000円と審査会業務に携わる嘱託職員2名の人件費612万2,000円及びコンピューターの保守費用237万2,000円、法改正システム改修委託料132万9,000円を計上、郡認定審査会職員給与繰出金については、認定審査会にかかわる一般事務員の人件費と光熱費を合わせた475万7,000円を一般会計に繰り出しております。その他事務費77万7,000円を計上しております。

4項1目認定調査等費455万6,000円は、被保険者の認定に係る経費で、主治医の意見書料が主なものでございます。

5項1目運営協議会費19万8,000円は、介護保険事業の運営状況に係る報告及び協議と平成29年に策定した介護保険事業計画のPDCAサイクルによる評価、点検などを行うための運営協議会委員に対する報償費等を計上しております。

2款1項1目介護サービス給付費等諸費については、16ページにわたって説明いたします。当初予算計上については、平成29年度決算見込みにより計上しております。予算総額12億5,148万7,000円、前年度当初予算比で1.2%増で、居宅介護サービス給付費で7億9,137万2,000円、前年比5.8%の増、施設介護サービス給付費等で4億6,117万9,000円、前年度比5.8%の減を計上しております。

2項1目審査支払い手数料106万5,000円は、国民健康保険団体連合会へ支払う手数料でございます。

17ページをお願いします。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問通所生活支援）の2,570万2,000円のうち13節委託料180万円については、公立神崎総合病院に委託し、短期集中通所型サービスCの委託料でございます。19節負担金、補助及び交付金の当初予算計上については、29年度決算見込みにより計上しております。要支援1・2及び事業対象者の方が利用される訪問介護相当サービス費は291万4,000円を、通所介護相当サービス費では2,098万6,000円を計上し、前年度比15.1%の減となっています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費238万2,000円については、先ほどの説明と同様、要支援1・2及び事業対象者の方が利用される訪問介護相当サービスまたは通所介護相当サービス利用に係るケアプランの作成料を委託した居宅介護支援事業所に支払うものでございます。

2項1目介護予防事業費1,192万9,000円については、介護予防事業で要介護になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方を対象に、要介護になることを防ぐことを目的として実施する事業でございます。今年度も、従来から取り組んでおりますこつこつ貯筋教室、元気づくりサポーターステップアップ講習会、認知症予防教室、自主体操グループ支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業を行う経費及び保健師1名分の人件費を計上しております。

19ページをお願いします。3項1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費3,060万3,000円については、地域包括支援センターの運営、福祉相談などや介護予防計画の作成、または介護予防ケアマネジメント作成に係る事業でございます。保健師2名、社会福祉士1名、ケアマネジャー1名の人件費及び法改正システム改修委託料71万3,000円など事務費を計上しております。

2目認知症高齢者見守り事業費279万8,000円については、タッチパネル健診を行い、軽度の認知障害の疑いがある方に対し、精神科医による診断や家族を含めた方への看護師、音楽療法士などにより、週1回の予防教室、ほがらか教室を開催します。また、住民から広く認知症を予防する事業の参加者を募り、住民ボランティアスタッフにより、いきいき倶楽部を月に2回開催する経費として予算計上しております。また、認知症予防の小冊子の配布を予定しております。

3目権利擁護事業費95万7,000円は、認知症などで判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援する制度で、申し立てを行える親族がおられない場合、市町が行うこととなります。その経費と地域見守りネットワーク会議主催の講演会開催に係る経費を計上しております。

4目住宅改修支援事業費1万円については、ケアマネジャーのいない方が住宅改修を行うために、1件につき2,000円を支払うものでございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費453万2,000円については、医療と介護を必要とする高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携を推進することを目的に、協議を重ねるための委員会の委員に対する謝金等を計上しております。また、在宅医療・介護連携支援センター委託料300万円については、公立神崎総合病院を拠点として神崎郡3町が郡医師会に運営を委託し、関係機関が連携し、多種職協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、郡内3町の地域包括支援センターと医師会とが緊密に連携しながら、地域の医療と介護の連携体制の構築をするため設置する費用でございます。

6目生活支援体制整備事業費822万円については、介護保険法の改正により、市町が中心となって生活支援コーディネーターや協議体の設置を通じて、多様なサービス提供主体を構成員とした生活支援協議体において必要な生活支援、介護予防の創出や地域における支え合いの体制づくりを推進するため、平成28年7月から従来から地域福祉に取り組んでいる社会福祉協議会に委託し、実施しております。

7目認知症初期集中支援推進事業費14万4,000円については、認知症になっても本人の意思が尊厳され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期支援チームを設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に実施するための医師雇入れ賃金、公立神崎総合病院作業療法士の会議への出役及び対象者宅への訪問に係る委託料を計上しております。予算額の大幅な減額については、この事業は平成29年度から開始しましたが、平成29年度事業実績において、対象者が当初見込みに比べ大変少なかったため、予算を減額しております。

8目地域ケア会議推進事業費15万円については、在宅生活におけるさまざまな困り事を拾い上げることが重要になります。その困り事を地域ケア会議により医療・保健・福祉関係者が協議することにより、解決に導くための委員の費用弁償と病院の作業療法士、理学療法士の出役に係る費用を計上しております。

3款4項第1目審査支払い手数料については、国民健康保険団体連合会への審査支払い手数料でございます。

4款、財政安定化基金拠出金は、県下の自治体の介護保険会計が赤字になったときに県に拠出した基金をもとに貸し付けを行うためのもので、現在は介護保険準備基金が定額積み立ててあるため、科目設定しております。

5款1項介護給付費準備基金積立金13万7,000円については、平成30年度会計において保有している準備基金約8,850万に係る利息を基金に積み立てるものでございます。

6款1項諸支出金は、介護保険の還付加算金で30万1,000円を計上しております。

7款予備費は、介護認定審査会に係る予備費62万2,000円を計上しております。

22ページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上で詳細設計を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 以上で第39号議案の提案説明が終わりました。

次に、第40号議案、平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第40号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、歳入では、土地売り払い収入で4,889万5,000円、雑収入で450万円、繰越金で985万4,000円を見込んでおります。

また、歳出では、貝野宅地造成事業費で1,058万8,000円、寺前住宅造成事業費で50万1,000円、カクレ畑多自然居住推進事業費で2,793万2,000円、予備費に2,422万8,000円をそれぞれ計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,324万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、詳細について御説明を申し上げます。

事項別明細書の4ページをお開きください。まず歳入でございますが、1款財産収入、1項1目土地売り払い収入を4,889万5,000円としております。内訳の主なものとしていたしましては、貝野住宅しんこうタウン3期の売り払い収入として3区画分、約625平米を予定してございまして、2,312万5,000円を計上いたしております。また、カクレ畑ログハウス村の売り払い収入を2,576万9,000円、この内訳といたしまして、分譲地の売り払い収入が2,541万円、クラインガルテン・カクレ畑賃貸分の土地代の分割払い分が35万9,000円となっております。

次に、2款諸収入、1項1目雑入で、カクレ畑入居者負担金として分譲地の水道の負担金として450万円を計上いたしております。

3款繰越金、1項1目繰越金の前年度繰越金として985万4,000円を計上してございまして、内訳といたしましては、カクレ畑の分で103万5,000円、貝野住宅造成事業費の前年度繰越金が881万9,000円でございます。

次に、5ページ、歳出でございますが、1款土木費、1項1目貝野住宅造成事業費、しんこうタウン分でございますが、8節報償費で、平成29年度から実施をしております分譲地購入者紹介報奨金として3区画分の60万円、11節需用費では、印刷製本費として販売用PRチラシの作成費用として66万5,000円を計上いたしております。13節委託料95万9,000円のうち土地あっせん委託料につきましては、宅建協会への分譲地販売の委託料でございます。18節備品購入費30万円は、ごみステーションの購入費用として計上をいたしております。また、28節繰出金でございますが、一般会計の説明でもございましたが、これまでに一般会計から本特別会計に繰り入れされた繰入金を毎年返済してございまして、残金が573万7,000円となっております。平成30年度において、分譲地3区画分の土地売り払い収入のうち573万7,000円を一般

会計へ繰り出すことで完済となるものでございます。以降の売り払い収入につきましては、しんこうタウン内の公園等の周辺整備費として使用をしていくことを検討しております。

2目寺前宅地造成事業、秋桜たうん分についてでございますが、造成地における修繕費として50万円、28節の繰出金につきましては、定期借地権の契約用地を購入をされた場合の一般会計への繰出金という形で計上をいたしております。

3目カクレ畑多自然居住推進事業は、8節報償費で分譲地購入者紹介報奨金として4区画分、40万円、13節委託料で、分譲業務の委託料として2,291万1,000円、補償、補填及び賠償金で462万1,000円を大川原区と大川原区1組への土地代金支払い分として計上をいたしております。

2款予備費は2,422万8,000円で、カクレ畑多自然居住推進事業分の分譲地売り払い収入及び賃借料の町配分分と貝野住宅造成事業分の分譲地売り払い収入を予備費として計上をいたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第40号議案の提案説明が終わりました。

次に、第41号議案、平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第41号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算でございます。

本会計につきましては、かんだき訪問看護ステーションを運営する特別会計でございます。神崎郡、姫路市香寺町及び朝来市生野町を事業対象区域として、在宅の寝たきり高齢者等に対し、安心して家庭療養が維持できるようサービスを行うことを目的とする会計でございます。

歳入では、事業収入を見込み、歳出では人件費16名分と訪問看護委託料等を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,653万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、事項別明細書で説明させていただきますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

す。

歳入としまして、第1款第1項1目の事業収入の1節医療保険収入で、年間延べ2,220回を見込み、2,107万7,000円、2節介護保険収入では、訪問看護のサービス事業収入で年間延べ1万80回を見ておまして、7,758万7,000円、ケアプランを作成する居宅介護支援事業収入として588万円を見込んでおります。

第3款繰入金は、財政調整基金を100万円取り崩す予定をしています。

第5款第1項1目受託事業収入は、介護予防受託収入としまして介護予防のケアプラン作成受託などで59万1,000円でございます。

5ページの第2項1目雑入は、町有自動車損害保険受入金20万円などでございます。

6ページの歳出でございますが、スタッフにつきまして正職員10名、嘱託・臨時職員4名、委託看護師2名の計16名が担当しております。業務費1億1,030万2,000円の主なものは、人件費となっております。

7ページでは、13節の委託料の訪問看護委託料は、姫路市香寺町を2名の看護師に委託して事業を行っているものでございます。また、18節備品購入費で訪問看護用車両購入費で軽自動車1台を購入する予定でございます。

8ページの第4款第1項1目介護療育支援事業特別会計繰出金100万円は、ケアステーションかんざきの建物を使っていることによる負担分でございます。

9ページ以降は、給与費明細を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 以上で第41号議案の提案説明が終わりました。

次に、第42号議案、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算でございます。

予算の主な内容につきましては、歳入では、建設残土砂等処分の使用料で、搬入予定量を6,000トンと見込み、972万円を計上しております。

歳出では、管理業務等に係る委託料625万2,000円、基金積立金32万4,000円等を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ973万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

予算事項別明細書の3ページをごらんください。歳入では、1款使用料及び手数料で、建設残土砂搬入予定量6,000トンにトン当たり単価1,620円を乗じた972万円。

2款財産収入は、財政調整基金の利子見込み額の8,000円。

3款から5款は、記載の内容の科目設定をしております。

歳出は、5ページをごらんください。1款産業廃棄物処理事業費は、必要事務経費等の計上をしております。13節委託料、水質検査委託料は、地下水や排水の水質検査分の63万2,000円、管理業務委託料は、搬入残土砂等の量と内容のチェックを主とするもので118万円、管理委託料は、搬入予定量6,000トンの押し土作業及びこれに係る回送費6回と瓦れき類搬入用進入道路つけかえ工事の内容で350万円です。14節使用料及び賃借料は、住石山陽採石株式会社所有の橋梁使用料で建設残土砂等搬入予定量6,000トンにトン当たり単価20円と消費税を乗じた13万円が主なものでございます。25節基金積立金は、収支の差額32万4,000円でございます。27節公課費は、29年度分の消費税分で100万円です。

2款予備費は、不測の事態に備え、100万円を計上しております。

以上、歳出が973万1,000円でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第42号議案の提案説明が終わりました。

次に、第43号議案、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、各集落への助成金92万4,000円、寺前漁協への補助金といたしまして繰入金100万円と積立金で運用収入の97万3,000円、また寺前財産区からの繰入金1,000円の97万4,000円、その事務費といたしまして41万7,000円でございます。

その財源としまして、振興基金からの繰入金234万1,000円、寺前財産区からの繰入金1,000円及び財産運用収入97万3,000円でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第43号議案の提案説明が終わりました。

次に、第44号議案、平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、長谷漁協への補助金といたしまして、繰出金300万円と運用収入の積立金25万6,000円、長谷ふれあいマーケット運営費補助金1,000円で、その事務費としまして31万7,000円でございます。

その財源としまして、振興基金からの繰入金331万8,000円及び財産運用収入25万6,000円でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357万4,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第44号議案の提案説明が終わりました。

次に、第45号議案、平成30年度神河町水道事業会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町水道事業会計予算でございます。

水道事業におきましては、浄水場等設備の日常運転管理や委託点検を行い、適正な維持管理に努め、清浄かつ安全で安心な水道水の供給を行っております。

財務状況につきましては、平成29年度末の累積利益剰余金を2億5,725万3,000円と見込んでおり、平成30年度の純利益は31万1,000円となる見込みです。平成30年度事業につきましては、給水戸数4,548戸、年間総給水量113万5,600立方メートルを予定しております。

第3条予算の収益的収入、支出は、同額の4億3,577万3,000円を計上しております。

第4条予算の資本的収入では、簡易水道統合整備事業等に伴う国庫補助金で6,069万4,000円、簡易水道統合整備事業債等1億9,930万円で、合計2億6,074万4,000円を計上し、支出では4億4,341万1,000円を予定しています。工事内容は、簡易水道統合整備事業では、比延、下田、大山の膜ろ過浄水設備機器の更新、川上減圧槽の更新等を行います。水道管路緊急改善事業で、耐用年数の超えた水道本管の老朽化更新工事などの工事を予定しています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,266万7,000円につつま

しては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

簡易水道統合整備事業では、平成30年度から平成31年度までの期間中で2億8,500万円を限度額として債務負担行為を行います。企業債の限度額は、簡易水道統合整備事業が1億5,730万円、水道管路緊急改善事業は4,200万円。

一時借入金限度額は3億円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を4,797万7,000円、一般会計からの補助金は6,977万9,000円を予定しております。

棚卸資産購入限度額は300万円と定めています。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては上下水道課長が御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島です。第45号議案、平成30年度水道事業会計予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

それでは、19ページをお願いします。予算実施計画説明書で、収益的収入でございます。1款水道事業収益は4億3,577万3,000円で、1項1目給水収益は、給水戸数4,548件で、水道使用料は2億6,550万9,000円を見込んでいます。3目その他営業収益、4節雑収益は、柏尾住宅の建設予定等により12件、100万8,000円を見込んでいます。

2項2目他会計補助金は、一般会計からの補助金6,712万1,000円、3目消費税及び地方消費税還付金が簡易水道統合整備事業で1,849万円の還付を見込んでいます。4目長期前受け金戻入は、補助金、負担金、受贈財産の減価償却分を収益化し、8,363万1,000円を計上しております。

次に、21ページをお願いします。収益的支出でございます。1款水道事業費用は4億3,577万3,000円で、収入と同額です。1項1目原水及び上水費は3,792万4,000円で計上しております。2目配水及び給水費は2,372万1,000円で計上しております。

22ページをお願いします。4目総係費は、職員4人の人件費を計上、予算額は5,250万2,000円でございます。

24ページをお願いします。5目減価償却費は、29年度分の工事が完成することにより、2節構築物減価償却費、3節機械及び装置減価償却費が増となるため、昨年度よりも2,166万1,000円増の2億5,422万1,000円としております。

25ページをごらんください。資本的収入でございます。1款資本的収入は2億6,074万4,000円で、前年度より5,004万4,000円増額、今年度行う簡易水道統合整備事業と水道管路緊急改善事業の関係で増額しております。2項の国・県支出金も6,

069万4,000円で、昨年より1,194万4,000円増額しております。

26ページは、資本的支出になります。1款資本的支出は4億4,341万1,000円、1項1目の事務費は、簡易水道統合整備事業に伴う人件費として職員1名分の費用を計上しております。2目施設費、1節委託料は、設計及び施工管理委託料として2,786万4,000円、2節工事請負費の簡易水道統合整備事業は1億7,914万2,000円で、主な事業内容は、岩屋、下田、比延の膜ろ過浄水設備機器更新、長谷浄水場の薬注設備更新、川上減圧槽の更新工事等を予定しております。水道管路緊急改善事業の5,314万8,000円は、耐用年数を超えた水道本管の更新工事を予定しております。

戻っていただいて、13ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。簡易水道統合整備事業で平成30年度から平成31年度まで、金額は2億8,500万円を限度額として債務負担行為を行います。

以上で平成30年度水道事業会計予算の詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第45号議案の提案説明が終わりました。

次に、第46号議案、平成30年度神河町下水道事業会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町下水道事業会計予算でございます。

町内の水洗化率は97.7%と高い数字となっており、住民の皆様に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域の水質保全を図っています。

財務状況につきましては、平成29年度末の累積欠損金は12億163万1,000円を見込んでおり、大変高額となっておりますが、平成30年度純利益は775万5,000円となる見込みです。減価償却費を原資とした内部留保資金を運用しまして、資金不足に陥らないよう心がけて事業運営を行ってまいります。

平成30年度事業につきましては、水洗便所設置戸数3,914戸、年間処理水量125万立方メートルを見込んでいます。

第3条予算の収益的収入、支出は、同額の6億8,995万8,000円を予定しております。

第4条予算の資本的収入は5億7,575万4,000円、支出は7億9,263万1,000円を予定しており、工事内容は、粟賀南部浄化センターと大河内浄化センターの長寿命化整備工事、統廃合事業では、南小田統合工事を予定しています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,687万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

予算第5条の債務負担行為は、大河内浄化センター長寿命化整備事業で、期間は平成

30年度から平成32年度、限度額を4億8,000万円としています。下水道事業債の限度額は1億4,930万円、資本費平準化債の限度額を1億8,030万円としています。一時借入金の限度額は1億円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を2,264万6,000円、一般会計からの補助金は4億円を予定しております。

棚卸資産購入限度額を100万円と定めています。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。第46号議案、平成30年度下水道事業会計予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

それでは、19ページをお願いいたします。予算実施計画説明書で、収益的収入でございます。1款下水道事業収益は6億8,995万8,000円で、1項1目下水道使用料は、総件数3,649件で、2億206万6,000円、2目他会計負担金として2億2,301万8,000円、減価償却費の減により前年対比2,723万9,000円の減となっております。

2項2目他会計補助金では、一般会計補助金として1億315万7,000円、償還利息の減少により1,021万7,000円の減となっております。3目長期前受け金戻入でございます。事業費の関係で昨年度より減っております。国庫補助金、県補助金、受益者負担金、受贈財産評価額を合わせて1億4,926万6,000円の予定でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款下水道事業費用は6億8,995万8,000円で、収益と同額です。1目の管渠費は1,867万2,000円で、下水道管及び68カ所のマンホールポンプの維持管理費用となっております。

次に、21ページをお願いいたします。2目処理場費は1億3,520万8,000円で、12カ所の処理場の維持管理にかかわる費用でございます。昨年度の実績により予算計上をしております。

次に、23ページをお願いいたします。3目総係費は2,993万7,000円で、職員4名分の人件費と旅費、修繕費等の事務管理費等を計上しております。

24ページをごらんください。4目減価償却費は3億6,877万8,000円で、今年度は償却費が減少しておりますので、対前年比732万3,000円の減となっております。

25ページで、2項1目1節企業債利息は、利子が減ってきており、今年度は1億315万7,000円でございます。

26ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款資本的収入は5億7,575万4,000円で、対前年比2億9,133万5,000円の増となっております。

3項の負担金交付金は、一般会計出資金で7,382万5,000円計上しています。3条予算の収益的収入の他会計補助金と合わせまして、前年度と同様で4億円の一般会計からの繰り入れとなっております。

次に、27ページをお願いします。資本的支出です。1款資本的支出は7億9,263万1,000円で、対前年比3億2,683万2,000円の増となっております。主な要因は、2目1節の委託料として長寿命化対策実施設計委託料としまして1,800万円、2節の工事請負費では、粟賀南部と大河内浄化センターの長寿命化工事費としまして2億5,700万円等を予定しております。

以上、平成30年度下水道事業会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第46号議案の提案説明が終わりました。

次に、第47号議案、平成30年度神河町公立神崎総合病院事業会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町公立神崎総合病院事業会計予算でございます。

近年、地域住民の医療ニーズの高度化、多様化等、病院を取り巻く環境が大きく変化する中で、公立病院として地域医療の確保のために重要な役割を果たしてきているところですが、国の医療費抑制政策、深刻な医師不足等により極めて厳しい状況にあります。

まず、医師確保につきましては、大学から非常勤医師は派遣していただいておりますが、常勤医師の派遣は依然厳しい状況にあり、医師を初めとするマンパワー不足により、地域住民の皆様にご満足いただける休日・夜間の診療体制がとれない状況であることから、内科医師等の確保が急務となっております。大学には引き続き医師の派遣を積極的にお願いしてまいります。

そのような中で、当病院では、従前から病院の体質強化を図り、いかなる環境下になっても存続できるよう中期経営計画を立案し、実践しております。第8次中期経営計画の1年目である今年度は、さまざまな場面で立場や部署を超えて自由に意見を出し合える風土づくりを名実ともに新しい病院を築いていくための最重要課題の一つと考えています。

北館改築工事において本年末には第1期工事が完成し、新しい病棟や手術室などが稼働するなどハード面では一定の充実が図られますが、あわせて内部の充実を図ることの重要性を認識しなければなりません。

1つ目には、地域への貢献です。地域包括ケアシステムの中核を担うため、救急患者を可能な限り受け入れるとともに、他病院からの回復期の患者、診療所からの紹介の在宅療養中の患者も受け入れ、生活の場へ送り出すための支援をしてまいります。

2つ目には、安全な医療サービスの提供です。安心して受診、入院していただける病院を目指すため、インシデント、アクシデントの再発事例を減少させ、感染においてインフルエンザ等の院内感染拡大をさせないように努めてまいります。

3つ目は、働きがいのある職場を目指します。職員が安心して働け、より活力ある職場を目指すため、多様な意見を吸い上げ、実現可能とするために何が必要かをみんなで考えられるチャレンジングな環境づくりをいたします。また、病院の実情を適切に知らせ、住民に理解を求めるような広報活動を積極的に行います。

4つ目は、経営の安定化です。病院の存続発展のためには健全経営が不可欠であり、職員全員が経営に関与する自覚を持つことが必要です。そのために、経営改善方針に基づき収益増、経費削減に取り組むとともに、医療従事者の確保に努めていきます。言うまでもなく人材が働きたいと思っただけの病院を目指さなければ、将来に向けて安定した運営は難しいと思われそうですし、また職員自身も自信や誇り、やりがいを持てる病院を常に目指さなければなりません。

なお、当然のことながら、医療機関として最も重要なことは医療安全です。救急対応を含む患者様の身になった対応や地域住民に喜んでいただける地域医療の実践、そして魅力ある職場となることを最大の目標として努力してまいります。

そこで、平成30年度予算では、病床数153床、年間患者数は、入院で4万4,494人、外来では年間12万8,109人を予定いたしております。

第3条予算では、収益的収入及び支出の総額を34億3,629万2,000円と定め、第4条予算では、資本的支出25億9,232万3,000円を予定し、資本的収入は23億4,764万2,000円で、この不足する額2億4,468万1,000円は、損益勘定留保資金で補填することといたしております。

公立神崎総合病院は、北館改築など病院将来ビジョンの実施設計に基づき、「ハートのふれあう地域医療をめざして」をテーマとして、より一層地域に即した医療に取り組み、地域の皆様に信頼される病院となるよう、職員一丸となって頑張っております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、予算実施計画説明書で説明させていただきますので、28ページをごらんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款病院事業収益の1項医業収益で31億5,617万3,000円のうち、入院収益で18億200万7,000円、外来収益で11億4,500万3,000円、大畑診療収益で119万3,000円でございます。その他

医業収益は2億797万円で、室料差額収益、人間ドック、健診、予防接種等保健事業の公衆衛生活動収益でございます。

次に、29ページでございます。2項医業外収益で2億8,011万8,000円、うち1目の負担金交付金2億6,001万5,000円につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。2目補助金は、看護職員卒後臨床研修事業の県補助金でございます。3目患者外給食収益が118万1,000円、4目消費税の還付金250万円、5目長期前受け金戻入につきましては、国県補助金などの戻入分でございます。6目その他医業外収益が不要品販売収益と住宅家賃などのその他医業外収益で1,542万7,000円でございます。

30ページの3項の特別利益の固定資産売却益は科目設定でございます。

次に、31ページの支出につきましては、病院事業費用全体では34億3,629万2,000円で、1項医業費用33億8,027万1,000円で、うち1目の給与費は22億656万6,000円、医業費用の約65%を占めており、医師給から35ページの法定福利費引当金繰入額までを計上いたしております。

次に、35ページの2目材料費4億9,836万1,000円につきましては、薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費でございます。

36ページの3目経費につきましては4億3,135万1,000円で、報償費から雑費まででございます。中でも、38ページの14節委託料が大きく、1億8,958万2,000円で、各種業務を委託いたしているところでございます。

次に、40ページでございます。4目公債費300万円、5目減価償却費2億1,744万1,000円で、これにつきましては、本館等の建物、構築物、医療器械、備品の減価償却費でございます。6目資産減耗費は500万円を予定し、7目研究研修費の1,579万5,000円は、講師謝金、図書費、研修旅費、研究雑費でございます。

41ページの8目大畑診療所費用は275万7,000円で、看護師給から需用費までを計上しております。

2項の医業外費用は4,341万2,000円、うち1目の支払い利息及び企業債取扱諸費の1節企業債利息は2,767万9,000円、2節一時借入金利息500万円を予定しております。2目長期前払い金償却321万2,000円は、控除対象外の消費税の償却でございます。3目患者外給食材料費52万円、42ページの5目雑支出は、大阪医科大学への寄附金など700万円を計上いたしております。

次に、43ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1項企業債15億6,080万円は、医療機器購入分と北館の改築分でございます。

2項出資金は7億8,684万1,000円で、一般会計からの出資金でございます。

3項固定資産売却代金は科目設定でございます。

44ページの1款資本的支出では、1目病院増改築事業費用で北館改築に伴う事務費で925万7,000円、監理委託料及び工事請負費で17億9,704万2,000円、医

療器械及び備品購入費で4億1,325万3,000円でございます。医療器械の内訳は、予算説明資料の4ページで購入予定の84件を上げておりますが、大きなものとしましては、CT、MRI、超音波診断装置などがあります。

2項企業債償還金3億6,677万1,000円は、企業債償還元金分でございます。

3項投資の1目長期貸付金600万円につきましては看護師修学資金貸与金で、月額5万円の10人分を予定しております。

46ページ、47ページにつきましては、注記事項でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第47号議案の提案説明が終わりました。

平成30年度各会計予算について提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日以降に行いますので、御了承を願います。

日程第2 承認第1号

○議長（安部 重助君） 日程第2、承認第1号、神河町住宅マスタープラン後期計画の策定の件を議題とします。

承認第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第1号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町住宅マスタープラン後期計画の策定の件でございます。

現在の住宅マスタープランは、人口減少を抑制し、定住を促進するために、計画的に住宅や宅地を供給することを目的として、平成22年度に10年間の計画として策定いたしました。5年を経過した時点で点検作業を行うこととしておりましたので、このたび平成30年度から平成34年度までの5年間の住宅施策の方向を示す後期計画として本マスタープランを策定いたしましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

それでは、神河町住宅マスタープラン後期計画について御説明申し上げます。

まず、昨年6月下旬から7月中旬にかけて、町内1,000世帯を対象にアンケート調査を実施させていただき、町民の皆様の現状や住宅施策に対する御意見などをお伺いし、その結果を踏まえて、区長会、商工会、農業委員会、連合PTA協議会、子供

会連絡協議会の各御代表の皆様による策定委員会と役場職員による幹事会を開催し、平成30年度から5年間の住宅計画として策定したものでございます。

表紙をおめくりいただきますと目次がございます。7章と資料編の構成となっております。ページに沿って御説明をいたします。

まず、1ページ、2ページは、策定に当たって、3ページからは、神河町の現状と課題とし、各分野における現状を記載しております。

13ページからは、将来計画として長期総合計画あるいは人口ビジョン等の計画内容を記載をしております。

17ページからにつきましては、住宅の現状について既存住宅の状況と、21ページからの新設住宅の状況をそれぞれ記載をしております。

24ページからにつきましては、住宅施策の課題と対応方向として、このたびのアンケート調査の分析等から課題を整理をしており、30ページの下になりますけれども、2、住宅政策の基本方針の下の囲み部分がございますように、住む人が快適に暮らし、訪れる人が住みたくなる地域づくり・住まいづくりを基本理念として、31ページにその施策の体系を定めております。

31ページの表をごらんをいただきたく思います。主な施策としましては、1、若者の地元定住促進のための施策につきましては、施策項目として賃貸住宅の供給促進、宅地供給の推進により、施策内容欄がございますように、子育て世代への対応策や安価で住める民間住宅の誘致についての支援などを検討することとしております。

また2、良好な住宅ストックの形成と住環境の向上を推進する施策につきましては、高齢者等の対応住宅などの啓発、誘導、支援や災害に強いまちづくりの推進などにより、高齢者向けの住宅整備及びリフォームに係る金融支援の情報提供や防災性の高い住宅を推進するための支援制度の利用促進などの施策を掲げております。

一番下になりますが、3、豊かな自然環境を生かした住宅及び住環境を整備する施策につきましては、集落周辺の遊休地等の宅地化誘導や地域の住文化や木材を生かした住宅モデル普及と古民家再生などを施策項目に置き、空き土地や遊休地を活用した住宅整備や地域の木材を生かした住宅供給システムを検討していくことなどを施策の内容としております。これらの施策項目を次ページから53ページまでで、各施策項目ごとに施策の必要性、目的、内容をそれぞれ整理をいたしております。

54ページをお開きをいただきたく思います。7、住宅供給の方向性におきまして、前期計画での推計方法を踏襲し、持ち家取得の希望比率が一定で推移するものと仮定した上で、本計画での10年間の推計値として、55ページ中段の表がございますとおり、新規の持ち家需要を持ち家世帯から移転新築需要について400戸、民間借家世帯から新規持ち家需要を110戸の計510戸と推計しております。また、婚姻等による新規形成世帯からの需要量の推計を56ページの表にまとめており、新規形成として新築住宅需要を145戸、賃貸への需要を35戸と見込んでおります。

57ページでは、UJIターン世帯からの需要量の推計を記載しておりますが、③の考え方とおり、需要量の見込みは住宅供給だけでなく、職場の確保、利便性の向上など総合的な評価によって左右されることから、空き家を初めとする多自然居住の推進などからもプラスアルファ的な需要量としております。(4)の全体需要量の推計として、新規持ち家は合計400戸プラスアルファ、賃貸住宅は35戸が今後5年間の住宅需要量の推計といたしております。

また、58ページには、町の役割についてとしまして、住宅供給の目標を中段の表のとおり、後期計画での目標値を公営分譲住宅は33戸、公営住宅は12戸、民間分譲住宅を18戸の計63戸として設定をさせていただいており、以降その実現に向けての推進方法を記載しております。

59ページでは、(3)で良質な住宅ストックの整備についての進め方としまして、町が住宅地として活用可能な空き土地を寄附により受け入れまして、その土地を民間事業者が活用することで住宅整備を進めることを検討していくとしております。また、(5)の公営住宅の建設につきましては、子育て世代向け公営住宅の整備としまして、新規整備だけでなく既存の空き家を改良した住宅整備を検討するなど、増加していく空き家を活用した住宅整備についても盛り込んだ計画内容としております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第3 承認第2号

○議長(安部 重助君) 日程第3、承認第2号、神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の策定の件を議題とします。

承認第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 承認第2号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の策定の件でございます。

我が国では、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきました。しかしながら、少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面しています。また、不健康な生活習慣による生活習慣病が増加し、国民医療費の約3分の1を生活習慣病が占める状況となっております。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、特定健康診査及び特定保健指導が始まり、医

療保険者は電子的に標準化された健診データ、レセプトデータを活用し、P D C Aサイクルに沿って効率的に効果的に保健事業を展開することが求められてきました。

こうした背景により、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の策定が義務づけられ、このたびデータヘルス計画については第1期、特定健康診査等実施計画については第3期の計画を策定しましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、承認第2号の詳細説明を行います。

お手元に配付してございます神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険第3期特定健診等実施計画に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、第1期データヘルス計画について御説明を申し上げます。

1ページをごらんください。第1章、計画の基本方針、1、計画策定の背景及び趣旨、2、データヘルス計画の目的ですけれども、我が国では、少子高齢化の進展や不適切な食生活、慢性的な運動不足等により、がん、循環器系疾患等の生活習慣病がふえ、日本人の死因の約6割を生活習慣病が占めております。また、要介護認定者につきましても、生活習慣病を多く保有している状況にあり、そのため国民誰しもの願いであるいつまでも健康であり続けるためにも、生活習慣病の発症、重症化予防は必要となっております。

こうした中、平成12年からの健康日本21により生活習慣病の発症、重症化を予防するための取り組みが始まり、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査等実施計画の策定の義務化が図られ、生活習慣病の発症、重症化予防に重点を置いたメタボリックシンドロームの概念に沿った健康診査を実施し、その結果により必要がある受診者に対する保健指導を実施することが求められてきました。さらに、平成26年度から国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の改正に基づき、KDBシステムの導入により、レセプト、特定健診のデータの分析に基づいて保健事業をP D C Aサイクルで効果的、効率的に実施するためのデータヘルス計画の策定が努力義務化されました。

2ページをごらんください。3、計画の位置づけ、4、計画の期間ですけれども、神河町第1次長期総合計画を上位計画とし、健康増進計画、食育推進計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画などとの調和を図りながら、第3期特定健康診査等実施計画と第1期データヘルス計画を策定するもので、計画の期間につきましては、両計画とも平成30年度から平成35年度までの6年間となります。

続いて、第2章、医療・保険・介護の神河町の現状ということで、3ページからごらんいただきたいと思います。人口の状況ということで、国保の加入者数、加入割合、そして6ページから産業の状況、7ページから平均寿命と健康寿命、死亡の状況、そして10ページから医療の状況、疾病大分類別の医療の状況、細小82分類から見た医療費の状況、高額レセプトにおける生活習慣病の状況、そして18ページから生活習慣病から見た医療の状況、26ページから歯科の状況、27ページから特定健康診査・特定保健指導の状況、そして37ページから介護保険の状況、そして39ページからのまとめでは、これらの医療・保健・介護のデータを分析した結果、抽出された問題、課題を整理し、(1)番、医療費抑制のためには生活習慣病予防が効果的であると。40ページにつきましては、(2)番、生活習慣病の発症予防が必要であると。41ページに参りまして、(3)番、生活習慣病の重症化予防が必要であると。42ページに参りまして、(4)番、がん予防が必要であるとの、この4点の課題が浮き彫りとなりました。

次に、43ページから第3章、課題と目標ということで、1番、計画の目標と保健事業ですけれども、第2章で判明をいたしました課題解決に向けて、(1)番、健康寿命の延伸、(2)番、医療・介護の適正給付、(3)番、生活習慣病の発症及び重症化予防の3つの目標、また、短期目標を立てまして、それぞれの評価指標を定めました。

最後に、46ページから第4章、計画の推進、1番、計画の評価及び見直しですけれども、PDCAサイクルにより計画の評価及び見直しを行うというものです。47ページには、2つ目として計画の公表及び周知、3つ目といたしまして推進体制の整備、個人情報保護の保護、地域包括ケアに係る取り組みについての説明となります。

続きまして、第3期特定健康診査等実施計画の説明をさせていただきます。

1ページ、第1章、計画の趣旨及び基本的な考え方といたしまして、1番、計画策定の背景及び趣旨ですけれども、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査等実施計画の策定の義務化が図られ、生活習慣病の発症、重症化予防に重点を置いたメタボリックシンドロームの概念に沿った健康診査を実施し、その結果により必要がある受診者に対する保健指導を実施することが求められてきました。本町におきましても、平成20年度を初年度とする第1期、第2期特定健康診査実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を図り、生活習慣病予防の取り組みを進めてまいりました。

2ページに参りまして、2といたしまして生活習慣病対策の必要性、3といたしまして具体的な実践のための考え方、そして4ページに参りまして4、特定健康診査・特定保健指導の考え方ですけれども、かつてと現在の健診・保健指導の違いについての説明でございます。平成26年度からのKDBシステムの導入とあわせて、よりレセプト、健診情報等の電子化と解析技術の進歩が進み、それらの活用により、かつての受動的な保健指導から受診者の行動変容を促す手法に変化してまいりました。

次に、5といたしまして、特定保健指導以外の保健指導、6、計画の位置づけ、7、

計画の性格、6ページに参りまして、8、計画の期間についての説明でございます。

続きまして、7ページ、第2章、本町の概況及び第3章、本町の保健にかかわる現状については、この2章と3章につきましては、データヘルス計画第2章、医療・保健・介護の現状の内容とほぼ同じでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、37ページ、第4章、計画の内容、1、特定健康診査等の実施において、特定健康診査等の実施及び成果に係る目標を設定しております。特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率、特定保健指導対象者の減少率の3項目について目標値の設定をあわせて行いました。以降には、特定健康診査等対象者の見込み数、そして39ページから特定健康診査の実施方法、その中でも、42ページ、⑬特定保健指導の重点化指導を行う疾病として、健康診査の結果からHDL、血糖、血圧、尿酸、レセプト結果からは高血圧症、脂質異常症、糖尿病を指定しています。また、43ページ、⑭に未受診者対策、それから44ページから(5)番、特定健康診査等の自己負担額、(6)番、特定保健指導対象者の選定と階層化ということで、疾病、症状の度合いごとにレベル分けを行い、(7)番、要保健指導対象者の優先順位、支援方法においてレベルごとの保健指導の優先順位、支援方法を定めています。

46ページから、支援レベル別保健指導プログラム、特定健康診査等の個人情報保護対策、計画の公表及び周知に関して定めています。

最後に、48ページから計画の評価及び見直しに関してということで、PDCAサイクルにより計画の評価及び見直しを行う上でのレベルごとの基準でございます。保健事業は健康福祉課が主担当であることから健康福祉課とともに協議を重ねまして、また、国保の運営協議会の承認を受けまして本議会に提案するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第4 承認第3号

○議長（安部 重助君） 日程第4、承認第3号、神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定の件を議題とします。

承認第3号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第3号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定の件でございます。本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画に基づき策定しております。

また、本計画は、高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の期間満了に伴い、神

河町長期総合計画、後期基本計画の基本構想の理念に基づく分野別計画に位置づけられるとともに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活が営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者一人一人が自立し、住みなれた地域で安心して生き生きと生活を送ることができるまちづくりを目指して、高齢者福祉の基本的な考え方及び介護保険事業の円滑の運営を行うための施策を示すものでございまして、河町議会基本条例第14条の規定に基づき議会の承認を求めます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。承認第3号の詳細について御説明申し上げます。

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、戦後に生まれた団塊の世代の方全てが後期高齢者となる平成37年、2025年には国民の5人に1人が75歳以上になると予想され、世界に例のない超高齢社会を迎えています。また、平成の時代が変わり、少子化、核家族化、女性の社会進出等により社会や家族のあり方が急速に変化し、進んできています。このような超高齢化社会と高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化から、平成12年4月に高齢者を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートし、18年が経過をしました。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき高齢者に対する福祉の措置の実施等に関する計画を定めるものであり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき本町における要介護や要支援の人数、介護サービスや介護サービスの利用等を勘案し必要なサービス量を見込み、これらのサービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものでございます。本計画に際しましては、5ページのとおりアンケート調査を実施し、昨年11月24日に地域の代表4名、保健医療関係者の代表2名、福祉関係の代表3名、被保険者の代表3名、見識を有する方2名の合計14名の方に第7期高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画策定委員に委嘱をさせていただきました。

策定委員会開催の経過につきましては、同日に第1回目の策定委員会を開催させていただき、高齢者の現状及び介護保険制度の現状と、19ページから40ページに記載されておりますアンケート調査について説明をさせていただき、御意見をいただきました。第2回目を本年1月17日に開催し、第7期の計画素案と介護保険料について審議をいただき、さまざまな御意見をいただきました。最終の3回目では、2月21日に開催し、素案についての修正箇所などを説明し、第7期計画案として介護給付、予防給付の見込

み、地域支援事業の見込み、介護保険料の改定について審議をいただき、本計画案ができました。

計画の位置づけは、本計画は全国的に団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、第7期以降の各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標とするとともに、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて地域住民が地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現を目指す計画としています。

計画の内容としましては、目次を見ていただいたとおり、第1章で計画の概要、第2章で高齢者に関する現状、第3章で基本方針、第4章で施策の展開、第5章で介護保険事業の見込み、第6章で計画の推進について記述しております。

それでは、41ページをごらんください。基本理念については「共に支える 安心・健康・いきいき かみかわ」とし、高齢者一人一人が自分に合った暮らしの中で心ゆたかに生きがいを持って家族や地域、周りの人とのかかわりを持ちながら健やかに暮らし続けていくことは、個人の問題にとどまらず、地域でのまちづくりに大きく貢献することにもつながります。支援を必要としている高齢者を初め、誰もが地域全体の支え合いを通じて長年住みなれた神河町の中で自分自身も地域の支え合いの一翼を担うことで生きがいを感じ、安心して住み続けられるようなまちづくりを目指します。

策定の体系としましては、基本目標を6本の柱を掲げ、施策内容で記載をしております。基本目標の6本の柱は、1つ目が地域包括ケアシステムの深化、2つ目が生涯活躍の推進、3つ目が自立支援・重度化防止の推進、4つ目が認知症施策の推進、5つ目が多様な人材の確保、6つ目が安心して暮らせる住まいの確保でございます。この6本の基本目標を推進するために施策分野別に施策内容ごとに記載をしておりますので、それぞれ説明をさせていただきます。

44ページをごらんください。1つ目の地域包括ケアシステムの深化については、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現を目指し、専門職だけではなく、地域住民と一緒に考える仕組みづくりに取り組みます。

次に、56ページをごらんください。2つ目の生涯活躍の推進については、高齢者を支える働く世代が減少する中で、元気な高齢者をふやすとともに、高齢期に入っても支えられながらも支える側であり続けることが必要です。高齢者自身が地域の中でみずからの経験と知識を生かして就労やさまざまな社会活動に参加するなど、高齢者の意欲や自主性を尊重しながら地域における社会参加の促進に取り組みます。

59ページをごらんください。3つ目の自立支援・重度化防止の推進については、当町における総合事業は、1つ目に、高齢者にできる限り元気でいていただくこと、2つ

目に、介護保険事業所のみに限らず、民間企業を初め地域住民も巻き込んだ支援体制を構築することに取り組んでいます。それに当たり、ケアマネジャーには地域資源も組み入れたケアマネジメントと自立支援の視点を持ったケアプランの作成が求められ、介護保険事業所においては、介護予防、自立支援の視点を持ったサービス提供が求められます。

64ページをごらんください。4つ目の認知症の施策の推進については、平成27年に策定された国の「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」に基づき、本町でも平成27年10月より在宅医療介護連携推進協議会を立ち上げ、認知症に関する施策の推進や情報の共有、連携を図る場として認知症ケア部会を設置しました。認知症の方や家族の視点を重視し若年性認知症施策を強化しながら、正しい理解を促すための周知、啓発の推進、認知症予防、早期支援の取り組みについて重点的に施策の推進をします。

68ページをごらんください。5つ目の多様な人材の確保については、当町の人口推移は今後も減少していきます。15歳から65歳までを働ける年代と捉まえ、平成27年の国勢調査の人数と平成32年、37年の人口推計をすると、平成27年には6,217人、平成32年には5,558人、平成37年には5,090人となり、平成32年には10.6%の減、平成37年には18.0%の減になります。高齢者人口も平成32年をピークに減少していきますが、1.2%の減少です。高齢者の人口は現在と大きく変わらない中、それを支える働く世代は約2割減少することが予想されています。今後、働く世代が減少する中で、介護人材の裾野を広げ、これまで介護分野に携わる機会が少なかった層を取り込んだり、子供のころから介護や福祉の仕事の大切さを学んでもらうなど、福祉教育に取り組んでいく必要があります。

70ページをごらんください。6つ目の安心して暮らせる住まいの確保については、当町における少子高齢化は全国と比較しても高い水準にあります。人口全体が減少していく一方、高齢者が占める割合はふえることから、将来的な高齢化を視野に入れ、施策を検討する必要があります。地域における高齢者人口の増加や介護ニーズに応じて安心して生活ができる住環境やサービスの提供体制をどのように整えていくか、関連部署、関連機関とともに検討していきます。

72ページをごらんください。第5章では、事業ごとの介護サービスの利用状況や給付費の伸びなどを勘案し、計画期間における事業量を見込み介護保険料を決定することになります。この内容につきましては、昨日の第20号議案、介護保険条例の一部を改正する条例において説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思います。これにより介護保険料の基準額は月額5,700円から5,800円となり、年額6万9,600円といたします。

89ページをごらんください。計画の推進については、保健事業、障害福祉事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービスなどの保健福祉関連分野だけでなく、

まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。このため関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで計画の円滑な推進を図るとともに、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された保健・福祉・介護等にかかわる各種団体との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域に密着したきめ細やかな質の高い活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、介護サービスや高齢者福祉サービスの提供者として民間事業者との連携を図ります。今後、計画のチェックについては、少なくとも年に1回、介護保険運営協議会においてPDCAサイクルにより個別事業の進捗状況を把握し、分析、評価を行い、必要があれば計画の変更や見直しを行うこととしております。計画の概要版の作成については予定をしておりますが、介護保険のパンフレットを作成し全戸配布します。また、この計画書については町のホームページに掲載をする予定にしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第5 承認第4号

○議長（安部 重助君） 日程第5、承認第4号、神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定の件を議題とします。

承認第4号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第4号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定の件でございます。

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者基本計画として策定、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画については、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、また、児童福祉法第30条の20に基づく市町村障害児福祉計画として策定しております。

本計画は、第1次神河町長期総合計画後期基本計画の基本構想の理念に基づく分野別計画に位置づけられているとともに、障害者福祉の基本的な考え方及び施策を示すものでございます。また、本計画は、平成24年3月に策定した神河町障害者計画及び平成27年3月に策定した第4期障害福祉計画の期間満了及び児童福祉法の改正により、その基本的方向を示すものとして新しく神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定しましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。承認第4号の詳細について御説明申し上げます。

住みなれた神河町で一人一人が個人として尊重され、安全・安心に生活を営むことのできる社会を構築するためには、町民全てが思いやりや助け合いの心を育み、ともに生きることを確かめ合い、力を合わせてさまざまな障害を取り除くバリアフリー社会を目指す必要があります。6年前の平成24年3月に策定しました神河町障害福祉計画の基本理念である「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」をもとに、それと、3年前の平成27年3月に神河町第4期障害福祉計画を策定し、全ての障害のある人が地域で安心して生活できるよう総合的な支援を推進しているところでございます。これら2つの計画期間が平成29年度で終了することから、児童福祉法第33条の20により障害児福祉計画も策定をする必要から、これまでの障害福祉施策の取り組みや実績を評価、点検し、多様化する障害児、その家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害者及び障害児が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心した充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向けて新たな神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本計画につきましては、障害者計画のほうの2ページから3ページにございますように、アンケート調査を実施しました。昨年9月27日に町議会の代表者1名、福祉施設関係者5名、障害者の代表1名、介護者の代表1名、社会福祉協議会の代表1名、見識を有する方3名、町職員3名、計15名の方に委員の委嘱をさせていただきました。策定委員会開催の経過につきましては、同日に1回目の2つの計画策定委員会を開催させていただき、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定、障害者・障害児の状況、就学等の状況、雇用、就労等の現状、障害者・障害児アンケート調査結果について説明を行い、意見をいただいております。

第2回目の策定委員会を12月1日に開催し、素案について審議をしていただきました。3回目を1月19日に開催し、計画案に対する最終の審議をいただき、本計画案ができました。2つの計画書の内容を説明する前に、障害者計画と障害福祉計画の違いについて触れたいと思います。

障害者計画は、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める長期計画、神河町の場合、6年間をワンスパンとしてます、であります。そして第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画については、全国の市町村が同一年度に策定しておりまして、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービスの見込み、その確

保のための方策を示す計画であります。

まず、障害者計画から御説明申し上げます。

障害者計画の1ページをごらんください。障害者計画の位置づけは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者基本計画として策定し、神河町における障害者全般にかかわる基本理念や基本方針、目標等を定める計画です。計画の内容につきましては、第1章で計画の策定に当たって、2章で神河町における現状、第3章で基本理念と施策の体系、第4章で施策の展開、5章で計画の推進と評価を記述しております。

障害者計画の19ページをごらんください。基本理念を「地域での支えあいにより共に生きるまち かみかわ」とし、お互いの個性を認め、尊重し合い、安心して安全な生活を送ることができる共生社会の実現を目指すものとしています。

障害者計画の21ページをごらんください。施策の展開としては9つの目標を立てています。1つ目は情報提供とコミュニケーション支援の充実、2つ目は自立生活の支援の推進、3つ目は教育・療育の充実、4つ目は雇用・就業、経済的自立の支援、5つ目は保健・医療の推進、6つ目は安心・安全な生活環境の整備、7つ目は文化芸術活動・スポーツ等の振興、8つ目は啓発・理解の促進、9つ目は権利擁護の推進を掲げ、基本理念に沿った施策を展開することとしております。

障害者計画の34ページをごらんください。計画の推進体制については、福祉分野にとどまらず保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、健康福祉課が中心となり庁内関連部門との相互連携を図りながら各種施策を推進します。また、神崎郡自立支援協議会、関係機関、国、県、近隣市町村と連携しながら各種施策を推進します。今後の計画のチェックについては、少なくとも1年に1回、同委員会においてPDCAサイクルにより個別事業の進捗状況を把握し、分析、評価を行い、必要があれば計画の変更や見直しを行うこととしています。計画については、町のホームページに掲載を行う予定をしております。

次に、神河町第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画について御説明申し上げます。

障害福祉計画の1ページをごらんください。神河町第5期障害福祉計画の位置づけは、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として策定し、国、県の基本指針に即して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保にかかわる計画でございます。

神河町第1期障害児福祉計画は、児童福祉法の改正により、児童福祉法第33条の20に基づく第1期障害児福祉計画として今回の第5期障害福祉計画の策定とあわせて策定し、障害通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量を定める計画です。この2つの計画策定については、先ほど説明しました障害者計画策定

委員会と並行して同時に3回開催しております。この計画の内容につきましては、第1章で計画の概要、第2章で全計画期間の実績、第3章で計画の基本的考え方、第4章で成果目標とサービス見込み量、第5章で計画の推進と評価を記述しております。

それでは、10ページをごらんください。基本理念を「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」とノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人もない人も誰もがともに尊重し合い、支え合いながら生き生きと暮らすことができる共生社会が求められています。こうした社会をつくっていくためには、障害者に対して、その障害の種類や程度に応じた適切な対応ができるよう、全ての町民にノーマライゼーションの考え方の一層の浸透を図るとともに、障害者がある人に最も合った支援を受けながら、自立して自分らしく生きていけるよう地域で支えていくことが大切です。神河町は、身体障害、知的障害、精神障害等、全ての障害者が地域で安心して生活できるよう総合的な支援を推進しています。

計画の基本方針として、1つ目として相談支援体制の充実、2つ目として地域生活への移行、継続の支援体制の充実、3つ目として就労支援体制の充実、障害児支援体制の充実を掲げ、基本方針の実現に向け施策を展開することとしています。

12ページをごらんください。目標値の設定については、国の基本計画、兵庫県の策定方針を踏まえ、平成32年度段階での目標値を設定しました。この目標の達成が図られるよう関係機関と連携し、障害福祉サービス等の充実に努めてまいります。

15ページから33ページまでは、各サービスの事業量の見込みを掲載しています。さまざまなサービスがあるため内容がわかりにくいと思いますので、各サービスごとにそのサービスの内容と利用対象者層について書き込みをしております。計画の推進体制については、庁舎内の連絡体制は健康福祉課が中心となり、庁内関連部門と相互連携を図りながら各種施策を推進します。関係機関との連携については、国や県の機関、また、障害者や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、サービス提供事業所、ハローワークや特別支援学校と連携するとともに、近隣市町とも連携を図りながら円滑な事業の実施に努めます。策定体制につきましては、今後少なくとも年に1回、策定委員会においてPDCAサイクルにより個別事業の進捗状況を把握し、分析、評価を行い、必要があれば計画の変更や見直しを行うこととしています。

最後に、本計画が御承認いただければ、策定委員会に出席していただいた各種団体のほうへ計画書の配付を行う予定をしております。計画書の概要版の作成の予定はしていませんが、町のホームページに掲載を行う予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月5日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さんでした。

午後3時03分散会
